## 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況

対象事業実施区域及びその周囲における自然的状況及び社会的状況について、環境要素の区分ごとに事業特性を踏まえ、「第6章対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」を検討するに当たり必要と考えられる範囲を対象に、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した。

### 3.1 自然的状况

### 3.1.1 大気環境の状況

### 1. 気象の状況

対象事業実施区域は、青森県南部の内陸、奥羽山脈の東側に位置する。雨量は比較的少なく、 夏季と冬季の寒暖差が大きい。

対象事業実施区域の近傍の地域気象観測所として、休屋地域気象観測所及び戸来地域気象観測所があり、その概要及び観測種目は表 3.1-1、観測所の位置は図 3.1-1 のとおりである。

表 3.1-1 地域気象観測所の概要及び観測種目

知测点点	所在地	緯度経度	海面上	風速計	温度計		Ź	観測種目		
観測所名	月11年4世	<b>神</b> 及	の高さ	の高さ	の高さ	気温	風	降水量	日照	積雪
休 屋	十和田市大字奥瀬 字十和田湖畔休屋	緯度 40° 25.6′ 経度 140° 53.9′	414m	10m	2m	0	0	0	0	_
戸来	三戸郡新郷村大字 戸来字金ヶ沢坂ノ下	緯度 40°28.1′ 経度 141°10.6′	125m	_	_		_	0		_

注:「○」は観測が行われていること、「一」は観測が行われていないことを示す。

[「地域気象観測所一覧(令和5年12月6日現在)」(気象庁、閲覧:令和5年12月)より作成]

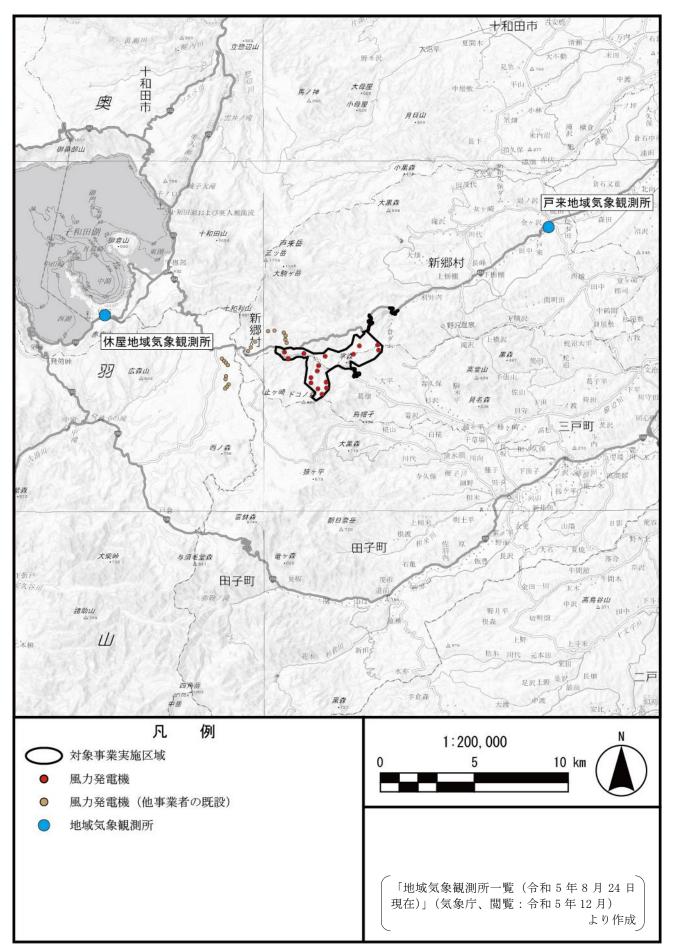


図 3.1-1 地域気象観測所の位置

休屋地域気象観測所における平年値及び令和 4 年の気象概況は表 3.1-2、令和 4 年の風向出現頻度及び風向別平均風速は表 3.1-3、風配図は図 3.1-2 のとおりである。令和 4 年の年平均気温は 8.7℃、年降水量は 2,006.0mm、年平均風速は 1.9m/s、年間日照時間は 1,514.3 時間である。また、令和 4 年の風向出現頻度は、年間でみると西南西~西の出現が多く、夏季及び秋季は東の出現も多くなっており、年間の風向出現頻度は西南西が最も高く 20.7%、次いで西が20.3%である。

表 3.1-2(1) 休屋地域気象観測所の気象概況 (平年値)

要素名	年	1月	2月	3 月	4月	5 月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月
平均気温 (℃)	8. 0	-3. 7	-3.3	-0.3	5. 2	11. 2	15. 5	19. 7	20. 9	17. 0	10. 7	4. 5	-1.2
日最高気温 (℃)	12.0	-1.2	-0.4	3. 2	10.0	16.6	20. 3	23. 6	25. 1	21. 3	15. 1	8. 2	1.5
日最低気温 (℃)	4. 3	-6. 7	-6.6	-3.9	0.9	6.4	11. 4	16. 5	17. 6	13. 1	6. 5	0.9	-4.2
平均風速 (m/s)	1. 9	2.6	2. 5	2. 5	2. 2	1.8	1.3	1. 3	1. 3	1. 3	1. 7	2.3	2.6
最多風向	西	西南西	西南西	西南西	西	西	西	西	西	東	西	西	西
日照時間 (時間)	1, 423. 0	49. 2	67.5	115. 7	163. 0	190. 3	159. 2	125. 6	146. 3	134. 3	131. 8	88. 9	51. 4
降水量 (mm)	1, 559. 5	66. 1	68.8	92. 7	108. 1	118. 1	121.5	211. 7	220. 2	177. 7	152. 5	127. 5	94.8

注: 平年値は 1991~2020 年の 30 年間の観測値をもとに算出した。

[「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧:令和5年12月)より作成]

表 3.1-2(2) 休屋地域気象観測所の気象概況(令和 4 年)

												1			
		降水量	(mm)			复	〔温(℃)				風向	・風速	(m/s)		D 877
月			最	大		平均				平均	最大	風速	最大瞬	間風速	日照時間
/1	合計	日最大	1 時間	10 分 間	日平均	日最高	日最低	最高	最低	風速	風速	風向	風速	風向	(時間)
1	81.0	11.5	5.0	1.5	-4.0	-1.4	-7.0	2. 7	-10.4	2.5)	9.1)	西	18.4)	西	56. 9
2	28.0	15.0	4.5	1.5	-3. 7	-1.0	-6. 5	4. 3	-10.0	2. 7	9. 4	西	20.5	西	58. 1
3	124. 5	25.0	5.0	1.5	0.9	4. 5	-2.6	10.7	-7.8	2.2)	8.7)	西	18.8)	南西	133.6
4	73.5	26.0	7.0	2.0	7. 1	12.9	1.3	21.9	-4.3	2.0	9. 1	西	20.2	西	222.8
5	113.5	61.5	23.5	9.0	12.5)	19.1)	6.8)	27. 2)	1.8)	1.9	9. 5	西南西	22. 1	西	231.8
6	293.5	73. 5	15.5	8.5	15. 5	20. 1	11.6	26.6	3. 0	1.8	6.8	西南西	17.0	西	134. 1
7	63.0	14.0	13.0	9.5	21. 3	25. 5	18.5	31. 1	16. 4	1.2	4.8	東南東	10.0	東南東	126. 9
8	750.0	173.0	45.5	15.0	21.0	24. 9	17.6	28.8	11. 7	1.6	7.8	西	21.5	西	83.8
9	111.0	38. 5	15.0	4.0	18.0	23.6	13.6	29. 9	6. 2	1.2	5.8	南東	15.0	南西	185.8
10	115.5	36.0	11.0	4.0	10.5	15. 1	6. 2	25. 4	-0.3	1.6	8. 4	西	21.2	西	112.5
11	113.0	24. 5	6.5	2.0	6.3	11.2	1.4	19.7	-2.3	1.9	7. 3	西	16.7	西	129.6
12	139.5	24.0	6.0	2.0	-1.5	0.9	-4. 1	5.8	-7. 6	2.1)	7.2)	西	19. 3)	南西	38. 4
年	2,006.0	173.0	45.5	15.0	8. 7	13. 0	4.7	31. 1	-10.4	1. 9	9. 5	西南西	22. 1	西	1, 514. 3

注:「)」は統計を行う対象資料が許容範囲で欠けているが、上位の統計を用いる際は一部の例外を除いて正常値(資料が欠けていない)と同等に扱う値(準正常値)を示す。必要な資料数は、要素または現象、統計方法により若干異なるが、全体数の80%を基準とする。

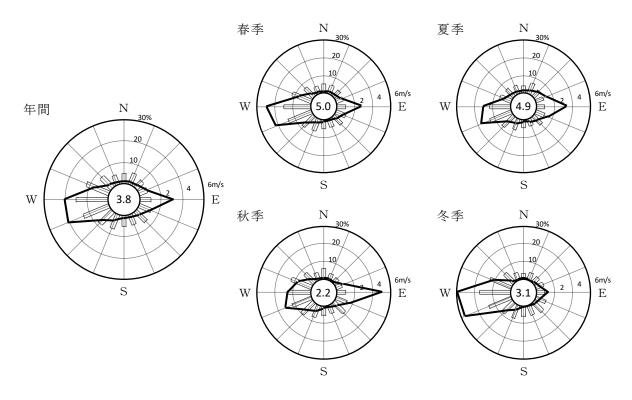
[「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧:令和5年12月)より作成]

表 3.1-3 休屋地域気象観測所の風向出現頻度及び風向別平均風速(令和 4 年)

季節	春季 (3	~5月)	夏季 (6	~8月)	秋季 (9~	~11月)	冬季 (1,	2,12月)	年	間
学即	風向出現 頻度	平均風速	風向出現 頻度	平均風速	風向出現 頻度	平均風速	風向出現 頻度	平均風速	風向出現 頻度	平均風速
風向	(%)	(m/s)	(%)	(m/s)	(%)	(m/s)	(%)	(m/s)	(%)	(m/s)
北北東	1.3	1.0	2. 2	1.3	0.9	0.8	0.3	0.9	1.2	1.1
北東	1.5	1.0	3. 9	1.0	0.7	0.7	0.9	0.8	1.8	0.9
東北東	3.2	0.8	6.4	0.9	4.4	0.7	2. 1	0.9	4.1	0.8
東	13.8	1.0	17. 1	0.9	25.5	1.0	6.7	0.9	15.9	1.0
東南東	4.7	1.2	8.0	1.0	8.9	1.3	2.8	1.2	6.1	1.2
南東	2.6	1.3	3. 7	1.3	3.4	1.7	1.8	1.5	2.9	1.4
南南東	1.4	1.0	2. 1	0.8	1.6	1.0	0.8	1.2	1.5	1.0
南	1.5	1.0	1.5	0.9	1.6	1. 1	0.9	1.2	1.4	1.0
南南西	2.4	1.4	3.0	1.3	3.9	1.5	3.4	1.6	3.2	1.4
南西	5.7	1.7	4. 9	1.7	6.5	1.9	7.4	1.7	6. 1	1.7
西南西	21.3	2.8	18.3	2.6	15.6	2.3	27.9	2.7	20.7	2.6
西	24. 5	3.0	15. 1	2.3	12.6	2.5	29.5	3. 5	20.3	3.0
西北西	7.2	2.3	3. 9	1.3	8.0	2.4	10. 1	2.6	7.3	2.3
北西	2.4	1.4	2.0	1.2	2.8	1.5	1.4	1.5	2. 1	1.4
北北西	1.0	0.9	1. 5	1.0	0.7	0.9	0.3	0.9	0.9	0.9
北	0.6	1.0	1. 5	0.8	0.6	1.2	0.4	0.7	0.8	0.9
静穏	5.0	0. 1	4. 9	0.1	2.2	0. 1	3. 1	0. 1	3.8	0.1
合計·平均	100	2. 0	100	1.5	100	1.6	100	2.4	100	1. 9
(欠測)	1.4		0. 1		0		1.9		0.8	

- 注:1. 静穏は風速 0.2m/s 以下とする。
  - 2. 四捨五入の関係で各風向の出現頻度の合計が100%にならないことがある。

[「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧:令和5年12月)より作成]



- 注:1. 風配図の実線は風向出現頻度(%)、棒線は平均風速(m/s)を示す。
  - 2. 風配図の円内の数字は、静穏率(風速 0.2m/s以下、%)を示す。

[「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧:令和5年12月)より作成]

図3.1-2 休屋地域気象観測所の風配図(令和4年)

戸来地域気象観測所における平年値及び令和 4 年の気象状況は、表 3.1-4 のとおりであり、 年降水量の平年値は 1,276.5mm、令和 4 年の年降水量は 1,305.5mm である。

表 3.1-4 戸来地域気象観測所の気象概況 (平年値及び令和 4年)

			降水量 (mm)		
	平年値		令和	4年	
月	^ ∌l.	Λ ∌I.		最	大
	合 計	合 計	日最大	1時間	10 分間
1	57. 6	38. 0	7.0	3. 5	1. 0
2	57. 5	17. 0	8.0	4.0	2.0
3	77. 0	95. 0	33.5	4.0	1. 5
4	80.6	58. 0	15. 5	5. 5	1. 5
5	93. 4	46. 0	14. 5	5.0	2. 5
6	114. 4	151. 5	38.0	15.0	6. 5
7	172. 3	167. 5	42.5	21. 5	13. 0
8	165. 9	419.5	84. 5	25. 0	12. 0
9	183. 5	105.0	39.0	12.5	5. 0
10	126.8	65. 5	24.0	5. 5	2. 5
11	72.8	56. 5	12.0	3.0	1. 5
12	72. 6	86. 0	34.0	7.0	1. 5
年	1, 276. 5	1, 305. 5	84.5	25.0	13. 0

注:平年値は1991~2020年の30年間の観測値をもとに算出した。

[「過去の気象データ検索」(気象庁 HP、閲覧:令和5年12月)より作成]

## 2. 大気質の状況

青森県における大気質の状況として、令和 4 年度は一般環境大気測定局(以下「一般局」という。) 16 局(県測定 8 局、青森市測定 4 局、八戸市測定 4 局)及び自動車排出ガス測定局 3 局(県測定 1 局、青森市測定 1 局、八戸市測定 1 局)の計 19 局で常時監視測定が実施されている。

対象事業実施区域の最寄りの一般局として、十和田市に三本木中学校局(北東方向約 24 km)があり、その概要及び測定項目は表 3.1-5、測定局の位置は図 3.1-3 のとおりである。

表 3.1-5 大気測定局の概要及び測定項目(令和 4 年度)

						測定項目			
区分	市	測定局	二酸化	二酸化	一酸化		浮遊粒子状	炭化水素	微小粒子
		M1/C/H3	硫黄	窒素	炭素	シダント	物質	(HC)	状物質
			$(S0_2)$	$(NO_2)$	(CO)	(0x)	(SPM)	(IIC)	(PM2.5)
一般局	十和田市	三本木中学校	_	0	_	_	0	_	_

注:「○」は測定が行われていること、「一」は行われていないことを示す。

[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]

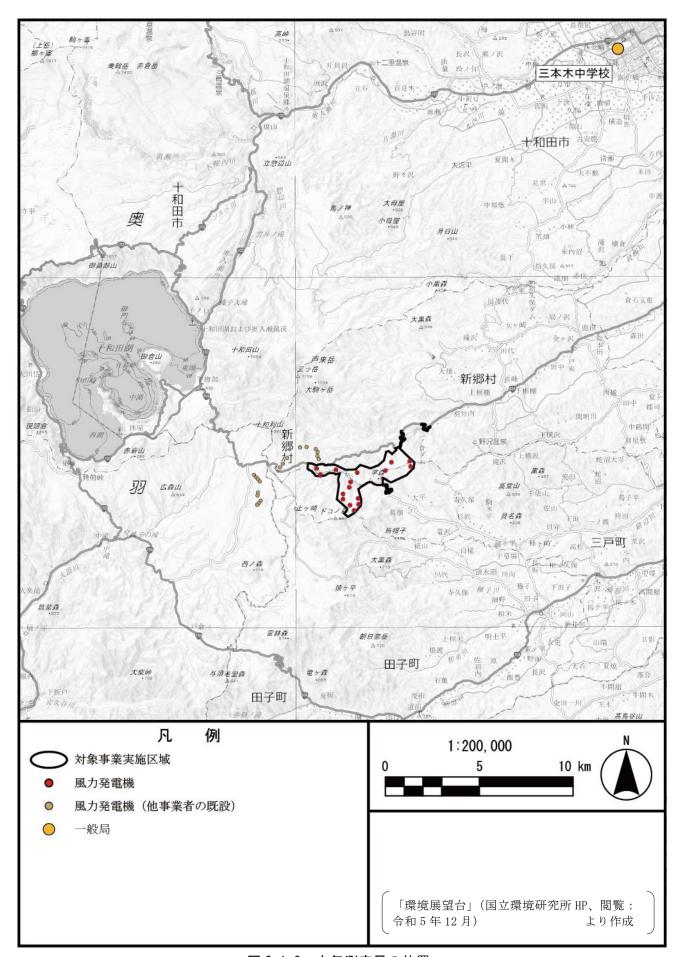


図 3.1-3 大気測定局の位置

#### (1)二酸化窒素

令和4年度の三本木中学校測定局における二酸化窒素の測定結果は、表3.1-6のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-7及び図3.1-4のとおりである。

表 3.1-6 二酸化窒素の測定結果(令和 4 年度)

区分	市	測定局	有効 測定 日数	年平均 値	1 時間値 の 最高値	0.06p 超え7	た日数	日平均 0.04pp 0.06ppm 日数とそ	以下の	日平均値 の年間 98%値	98%値評価に よる日平均値 が 0.06ppm を 超えた日数
			日	ppm	ppm	目	%	日	%	ppm	日
一般局	十和田市	三本木中学校	363	0.003	0.044	0	0	0	0	0.009	0

注:「98%値評価による日平均値 0.06ppm を超えた日数」とは、1 年間の日平均値のうち低い方から 98%の範囲に あって、かつ、0.06ppm を超えたものの日数である。

#### ※環境基準とその評価

環境基準:1時間値の1日平均値が0.04ppm から0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。

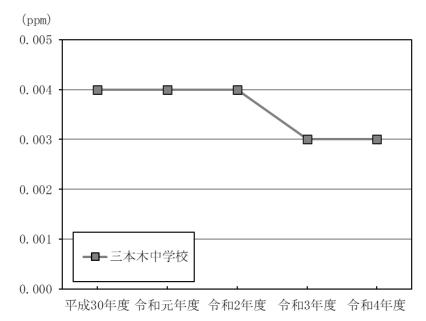
評価方法:年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(以下「1日平均値の年間98%値」という。)が0.06ppm以下の場合は環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。

[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]

表 3.1-7 二酸化窒素の年平均値の経年変化

Ī	D V	+	測定局 年平均値(ppm)							
	区分	市	側足同	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
	一般局	十和田市	三本木中学校	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003		

[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]



[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]

図 3.1-4 二酸化窒素の年平均値の経年変化(平成 30~令和 4 年度)

#### (2) 浮遊粒子状物質

令和 4 年度の三本木中学校測定局における浮遊粒子状物質の測定結果は、表 3.1-8 のとおりであり、環境基準を達成している。

また、過去5年間における年平均値の経年変化は、表3.1-9及び図3.1-5のとおりである。

#### ※環境基準とその評価

環境基準:1時間値の1日平均値が0.10mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m³以下であること。

短期的評価:測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1 日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象 としないものとする。

長期的評価:年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととして、その評価を行うものとする。

表 3.1-8 浮遊粒子状物質の測定結果 (令和 4 年度)

区分	市	測定局	有効 測定 日数	年平均 値	1 時間値が 0. 20mg/m³ を超えた 時間数	日平均値が 0.10mg/m³ を超えた 日数	1 時間 値の 最高値		2 日以上連	
			日	${\rm mg/m^3}$	時間	日	${\rm mg/m^3}$	${\rm mg/m^3}$	有×・無○	日
一般局	十和田市	三本木中学校	362	0.016	0	0	0.060	0.031	0	0

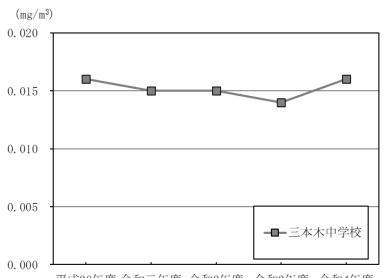
注:「環境基準の長期的評価による日平均値が 0.10mg/m³を超えた日数」とは、日平均値の高い方から 2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち 0.10mg/m³を超えた日数である。ただし、日平均値が 0.10mg/m³を超えた日が 2 日以上連続した延日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]

表 3.1-9 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化

区 厶	士	測定局		年	平均値(mg/m <sup>3</sup>	3)	
区分	巾	側足河	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一般局	十和田市	三本木中学校	0.016	0.015	0.015	0.014	0.016

[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]



平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度

[「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)より作成]

図 3.1-5 浮遊粒子状物質の年平均値の経年変化(平成 30~令和 4 年度)

### (3) 大気汚染に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2023 年(令和5年)」(青森県、令和5年)によると、令和3年度の大気 汚染に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町及び三八地域県民局環境管理部と もに0件、十和田市で12件である。

### 3. 騒音の状況

### (1)環境騒音の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、青森県、三戸町、新郷村、 田子町及び十和田市において公表された測定結果はない。

#### (2) 自動車騒音の状況

青森県における自動車騒音の状況として、令和4年度は8市(青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市及びむつ市)の35路線で、「騒音規制法」(昭和43年法律第98号、最終改正:令和4年6月17日)に基づく自動車騒音常時監視が実施されている。「環境白書 令和5年版」(青森県、令和5年)によると、令和4年度の測定結果を基にした面

対象事業実施区域及びその周囲において、自動車騒音常時監視は実施されていない。

#### (3) 騒音に係る苦情の発生状況

的評価の結果、環境基準達成率は97.5%であった。

「青森県統計年鑑-2023 年(令和5年)」(青森県、令和5年)によると、令和3年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町及び三八地域県民局環境管理部ともに0件、十和田市で7件である。

### 4. 振動の状況

#### (1)環境振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、青森県、三戸町、新郷村、 田子町及び十和田市において公表された測定結果はない。

## (2) 道路交通振動の状況

対象事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、青森県、三戸町、新郷村、田子町及び十和田市において公表された測定結果はない。

#### (3) 振動に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2023年(令和5年)」(青森県、令和5年)によると、令和3年度の振動に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び三八地域県民局環境管理部ともに0件である。

## 3.1.2 水環境の状況

## 1. 水象の状況

## (1)河 川

対象事業実施区域及びその周囲の主要な河川の状況は、図 3.1-6 のとおりであり、五戸川水系の二級河川である五戸川等が流れている。

# (2)湖 沼

対象事業実施区域及びその周囲における湖沼の状況は、図 3.1-6 のとおりであり、二の倉ダムがある。

## (3)海 域

対象事業実施区域の周囲に海域はない。

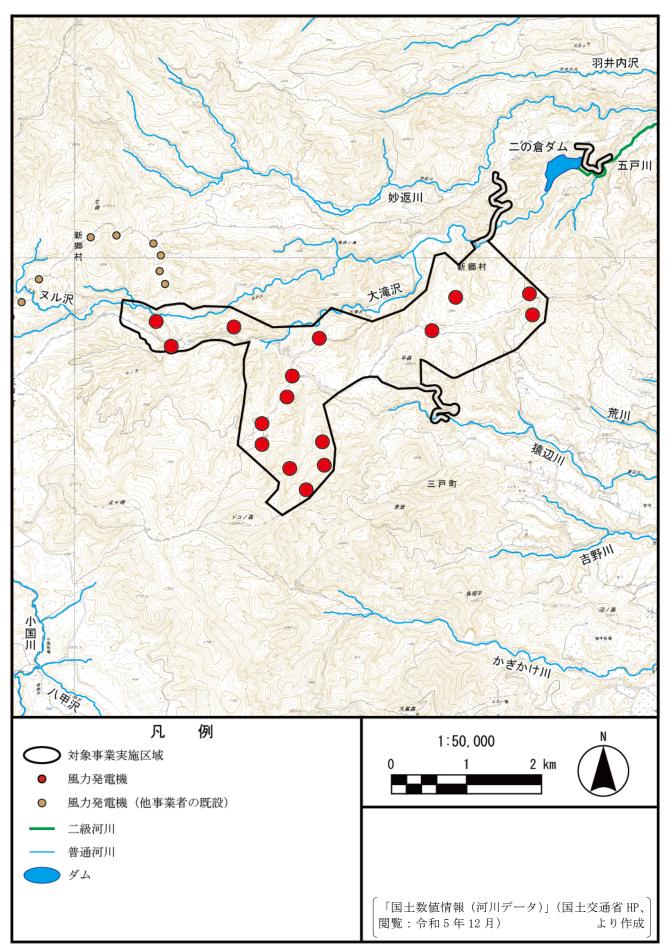


図 3.1-6 主要な河川及び湖沼の状況

### 2. 水質の状況

#### (1)河川の水質

青森県では「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県、令和5年)によると、63河川において水質調査を実施している。令和3年度の生物化学的酸素要求量(BOD)の環境基準達成状況は、類型指定している56水域のうち55水域で環境基準を達成し、達成率は98.2%である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水質調査は実施されていない。

#### (2)湖沼の水質

青森県では「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県、令和5年)によると、8湖沼において水質調査を実施している。令和3年度の化学的酸素要求量(COD)の環境基準達成状況は、類型指定している4水域のうち1水域で環境基準を達成し、達成率は25.0%である。

なお、対象事業実施区域及びその周囲において、湖沼の水質調査は実施されていない。

#### (3)地下水の水質

青森県では地下水の水質の状況を把握するため、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続 監視調査が実施されている。「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県、令 和5年)によると、令和3年度は概況調査が19本、汚染井戸周辺地区調査が15本、継続監視 調査が108本の井戸で実施されている。

対象事業実施区域及びその周囲における地下水の水質測定として、継続監視調査が田子町田子で実施されおり、調査結果は表 3.1-10 のとおりである。

町名	田子町	
地区名	田子	環境基準
用途区分	生活用水	<b>界児</b> 基
浅・深井戸の別	湧水	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	14mg/L	10 mg/L 以下

表 3.1-10 地下水の水質測定結果(継続監視調査・令和3年度)

[「令和3年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」(青森県、令和5年)より作成]

#### (4) 水質汚濁に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2023 年(令和5年)」(青森県、令和5年)によると、令和3年度の水質 汚濁に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び三八地域県民局環 境管理部ともに0件である。

### 3. 水底の底質の状況

青森県における底質の状況として、公共用水域の底質の測定が行われているが、対象事業実 施区域及びその周囲において底質の測定は実施されていない。

また、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年法律第105号、最終改正:令和4年6月17日)第27条第1項の規定に基づき、令和4年度は19地点で公共用水域の底質のダイオキシン類について調査が行われ、すべての地点で環境基準を満足している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲においては公表された測定結果はない。

### 3.1.3 土壌及び地盤の状況

### 1. 土壌の状況

### (1)土 壌

対象事業実施区域及びその周囲における土壌の状況は、図3.1-7のとおりである。

対象事業実施区域には粗粒黒ボク土壌、褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌及び湿性褐色森林 土壌等が分布している。

#### (2)土壌汚染

「土壌汚染対策法に基づく要措置区域・形質変更時要届出区域(令和5年11月30日現在)」 (環境省HP、閲覧:令和5年12月)によると、対象事業実施区域及びその周囲において、「土 壌汚染対策法」(平成14年法律第53号、最終改正:令和4年6月17日)に基づく要措置区域 及び形質変更時要届出区域の指定はない。

#### (3) 土壌汚染に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2023 年 (令和 5 年)」(青森県、令和 5 年) によると、令和 3 年度の土壌 汚染に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び三八地域県民局環 境管理部ともに 0 件である。

#### 2. 地盤の状況

### (1) 地盤沈下の状況

「令和3年度 全国の地盤沈下地域の概況」(環境省、令和5年)によると、対象事業実施区域及びその周囲において地盤沈下は確認されていない。

#### (2) 地盤沈下に係る苦情の発生状況

「青森県統計年鑑-2023 年(令和5年)」(青森県、令和5年)によると、令和3年度の地盤 沈下に係る公害苦情の受理件数は、三戸町、新郷村、田子町、十和田市及び三八地域県民局環 境管理部ともに0件である。

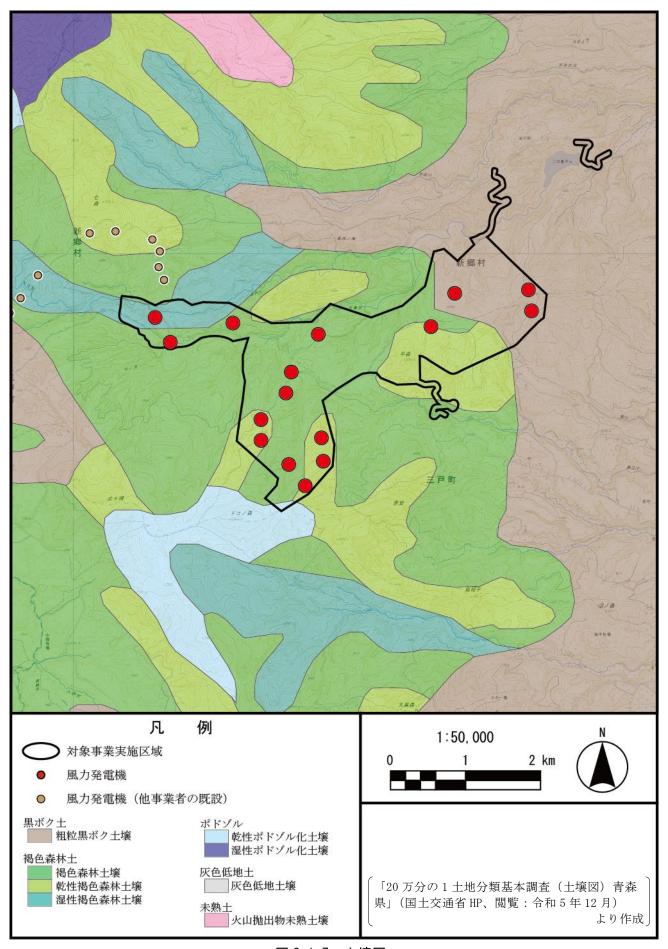


図 3.1-7 土壌図

### 3.1.4 地形及び地質の状況

#### 1. 地形の状況

対象事業実施区域及びその周囲における地形の状況は、図 3.1-8 のとおりである。 対象事業実施区域は主に火山地の小起伏火山地からなっている。

### 2. 地質の状況

対象事業実施区域及びその周囲における表層地質の状況は、図 3.1-9 のとおりである。 対象事業実施区域は軽石(浮石流堆積物)、凝灰岩・溶結凝灰岩(主に緑色凝灰岩)からなっている。

### 3. 重要な地形・地質

対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質として、以下を対象として抽出した。

- ・「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、 平成 12、14 年) に掲載されている地形。
- ・「日本の典型地形」((財)日本地図センター、平成11年)に掲載されている地形。
- ・「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)に掲載されている 地形、地質、自然現象に係る自然景観資源。
- ・「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正:令和 4 年 6 月 17 日)に定める史跡、 名勝、天然記念物のうち地形及び地質。

対象事業実施区域及びその周囲において、「日本の地形レッドデータブック第 1、2 集」(日本の地形レッドデータブック作成委員会、平成 12、14 年)に選定された地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における「日本の典型地形」((財)日本地図センター、平成11年)による典型地形は表 3.1-11及び図 3.1-10のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に 火砕流台地の「迷ヶ平」が存在するが、対象事業実施区域に典型地形はない。

対象事業実施区域及びその周囲における「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」 (環境庁、平成元年)による自然景観資源の分布は、表3.1-12及び図3.1-11のとおりであり、 対象事業実施区域は広範囲にわたり分布する火山群の「十和田火山地」に含まれる。

対象事業実施区域及びその周囲において、「文化財保護法」(昭和 25 年法律第 214 号、最終改正:令和 4 年 6 月 17 日) により指定されている重要な地形及び地質はない。

## 表 3.1-11 重要な地形の状況 (典型地形)

地形項目 (成因別)	地形項目	名称	備考
火山の活動による地形	火砕流台地	迷ヶ平	十和田火山十和利山南麓の標高 700~500m付近

[「日本の典型地形」((財) 日本地図センター、平成11年)より作成]

表 3.1-12 重要な地形の状況(自然景観資源)

区分	名 称	
火山群	十和田火山地	
	十和田火山群	
火山性高原(台地状をなさないもの)	迷ヶ原、小国牧場、白萩平	
	田代平、熊取平	
非火山性孤峰	止ヶ崎	
	赤岩	
	ドコノ森	
	大黒森	

[「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成]

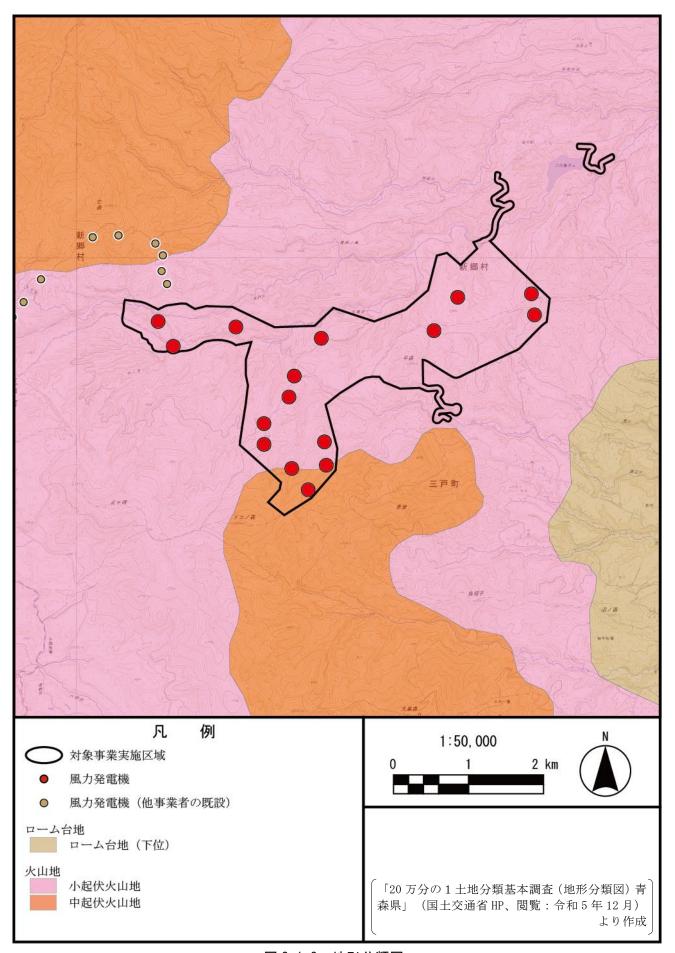


図 3.1-8 地形分類図

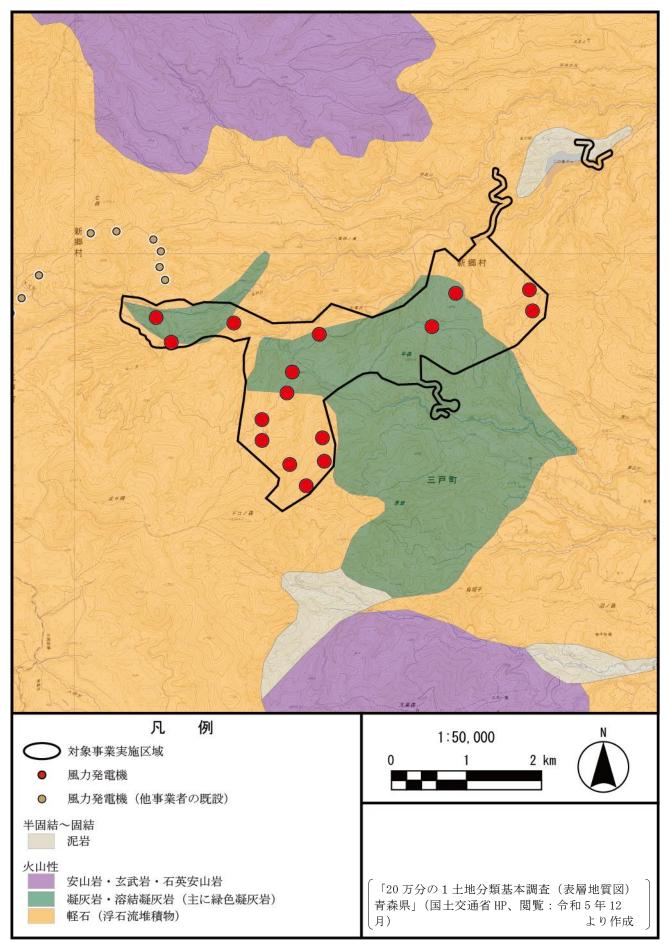


図 3.1-9 表層地質図

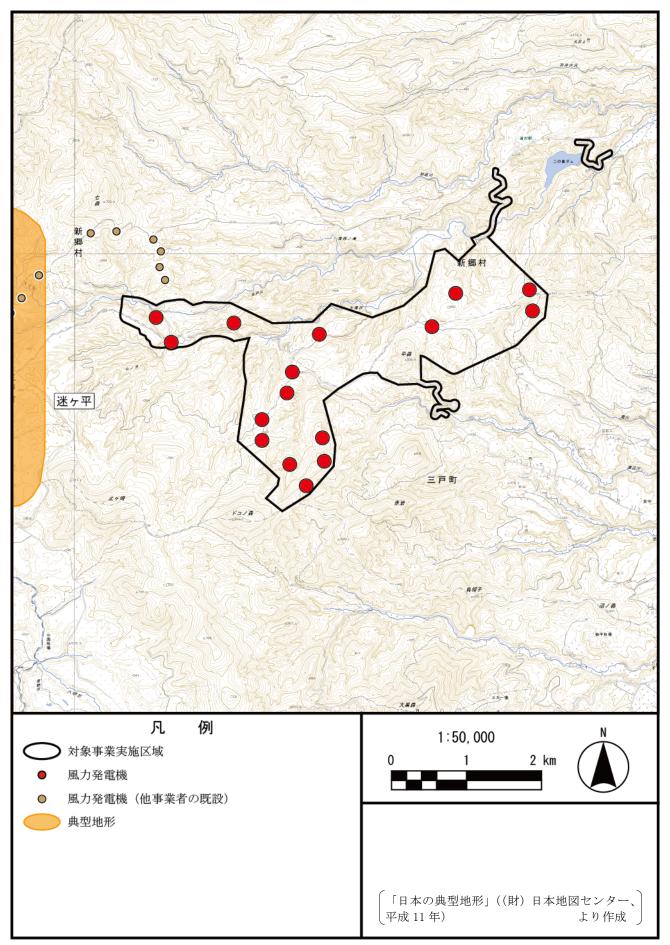


図 3.1-10 重要な地形・地質の状況(典型地形)

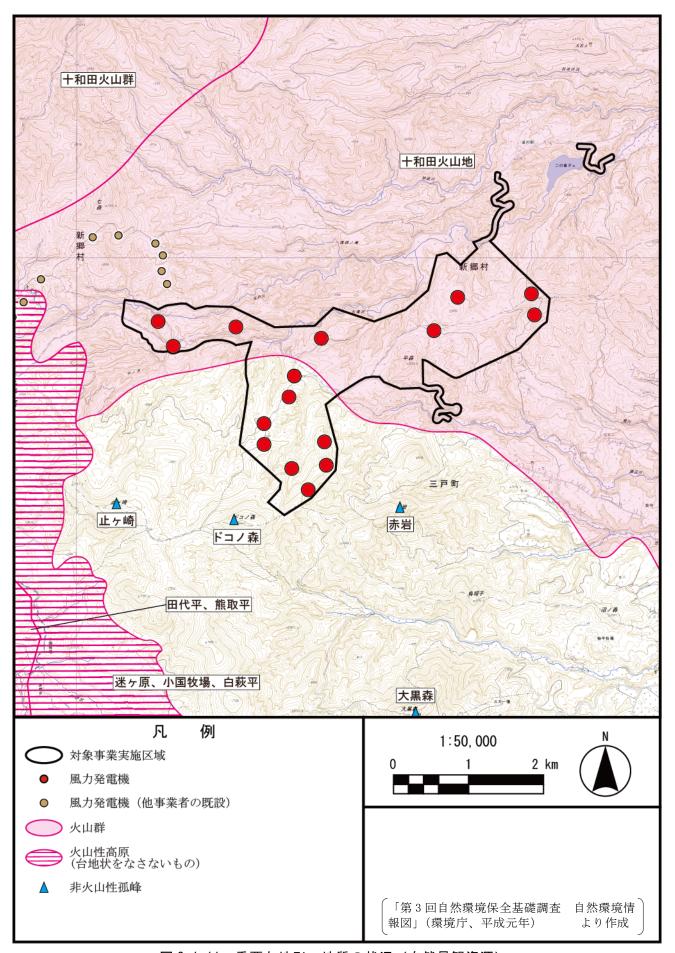


図 3.1-11 重要な地形・地質の状況 (自然景観資源)

## 3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

## 1. 動物の生息の状況

動物の生息の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料(「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020 年版) -」(青森県、令和2年)等)により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他の資料による調査範囲は、表 3.1-13 及び図 3.1-12 のとおりである。

表 3.1-13 文献その他の資料による調査範囲(動物)

文献その他の資料名	調査範囲
「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 2 回 (昭和 55 年~昭和 57 年)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11 月) 「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 3 回 (昭和 63 年)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11 月) 「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回 (平成 5 年~平成 7 年)」(環境省自然環境自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11 月) 「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回 (平成 13 年~平成 14 年)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11 月) 「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 6 回 (平成 16 年)」(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11 月)	次メッシュ*の「戸来岳」、「清
「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布調査報告書」 (環境省、平成16年)	対象事業実施区域が含まれる 1/50,000 地形図「田子」に相当 する範囲
「環境省報道発表資料ー希少猛禽類調査 (イヌワシ・クマタカ) の結果について一」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月) 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版) 「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月) 「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)	対象事業実施区域が含まれるメッシュ
「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧:令和 5 年 11 月) 「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック (2020 年版) -」(青	
森県、令和2年) 「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」(青森県自然保護課、平成元年) 「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部/弘前支部、平成13年)	市、旧十和田湖町
「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧:令和5年11月) 「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	十和田・八甲田 新郷村
「十和田市史」(十和田市、昭和51年)	十和田市
「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成16年) 専門家へのヒアリング(実施:令和3年9月)	旧十和田湖町 対象事業実施区域及びその周囲
専門家へのヒアリング(実施: つね3年9月)	対象事業実施区域及びその周囲対象事業実施区域及びその周囲

<sup>※2</sup>次メッシュは、国土地理院発行の1/25,000の地形図の図郭割の範囲に相当する。

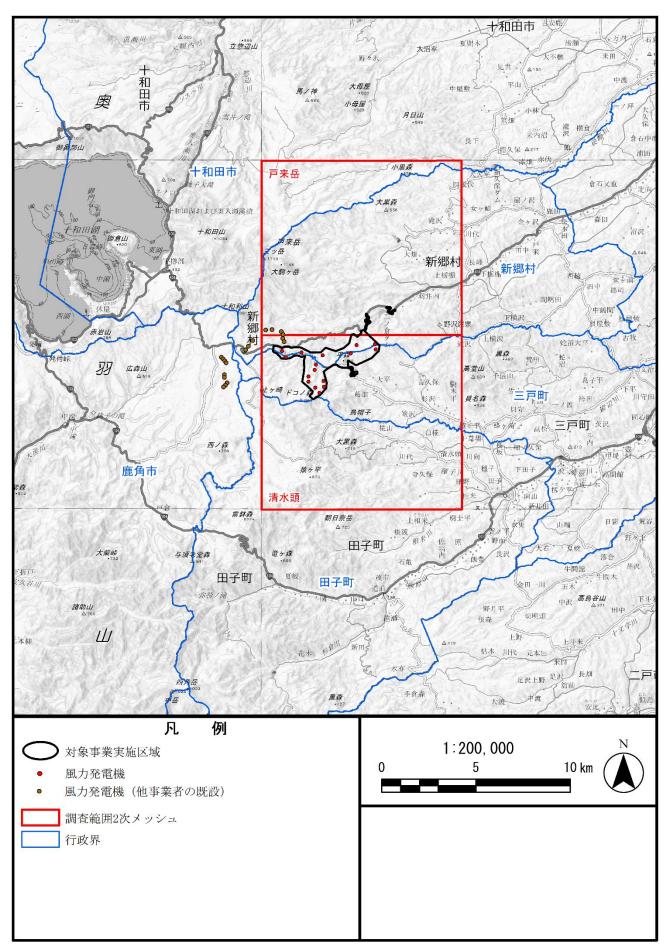


図3.1-12 文献その他の資料調査の範囲(動物)

## (1)動物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要を表 3.1-14のとおり整理した。哺乳類 44種、 鳥類 193 種、爬虫類 8 種、両生類 14 種、昆虫類 582 種、魚類 35 種及び昆虫類以外の無脊椎動 物 4 種の合計 880 種が確認されている。

表 3.1-14(1) 動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
哺	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 2 回 (昭和 55 年~昭和 57 年)」	4種	トガリネズミ、カワネズミ、ヒ
乳	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧: 令和 5 年 11	1 12	ミズ、アズマモグラ、コキクガ
類	月)		シラコウモリ、カグヤコウモ
,,,	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回 (平成 5 年~平成 7 年)」	4 種	リ、モモジロコウモリ、クロホ
	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和5年11		オヒゲコウモリ、モリアブラ
	月)		コウモリ、コヤマコウモリ、ヒ
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回(平成 13 年~平成 14 年)」	11 種	ナコウモリ、ウサギコウモリ、
	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和5年11		コテングコウモリ、ニホンザ
	月)		ル、ノウサギ、ニホンリス、ム
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 6 回(平成 16 年)」(環境省	5 種	ササビ、ヤマネ、ヤチネズミ、
	自然環境局生物多様性センターHP、閲覧: 令和5年11月)		ハタネズミ、アカネズミ、ヒメ
	「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」(環境省	10 種	ネズミ、ハツカネズミ、ツキノ
	₩、閲覧: 令和5年11月)		ワグマ、タヌキ、キツネ、テン、
	「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020年	6種	イタチ、オコジョ、ニホンアナ
	版) -」(青森県、令和2年)		グマ、イノシシ、カモシカ等
	「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」(青森県自然保護課、平成	12 種	(44 種)
	元年)		
	「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	31 種	
	「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成16年)	27 種	
	専門家へのヒアリング (実施:令和3年9月)	6種	
鳥	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第2回(昭和55年~昭和57年)」	45 種	キジ、コハクチョウ、オオハク
類	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		チョウ、カルガモ、カイツブ
	月)		リ、キジバト、カワウ、アオサ
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 3 回(昭和 63 年)」(環境省	7種	ギ、オオバン、ホトトギス、ヨ
	自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11 月)		タカ、アマツバメ、コチドリ、
	「第6回自然環境保全基礎調査 種の多様性調査 鳥類繁殖分布	25 種	イソシギ、ウミネコ、ミサゴ、
	調査報告書」(環境省、平成 16 年)		オオタカ、ノスリ、クマタカ、
	「環境省報道発表資料-希少猛禽類調査(イヌワシ・クマタカ)	0種	フクロウ、カワセミ、コゲラ、
	の結果について-」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)		チョウゲンボウ、サンショウ
	「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環	1種	クイ、モズ、カケス、ハシブト
	境省、平成23年、平成27年修正版)		ガラス、ヤマガラ、ヒバリ、ツ
	「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環	1種	バメ、ヒヨドリ、ウグイス、エ
	境省 HP、閲覧: 令和 5 年 11 月)		ナガ、メジロ、オオヨシキリ、 ゴジュウカラ、ムクドリ、ツグ
	「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、	7種	こく、キビタキ、スズメ、ハクセ
	閲覧:令和5年11月)		キレイ、カワラヒワ、ホオジロ
	「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブック(2020	2種	等
	年版)一」(青森県、令和2年)	150 00	(193 種)
	「市町村別鳥獣生息状況調査報告書」(青森県自然保護課、平成	178 種	(100 年)
	元年)	100 55	
	「青森の野鳥」(日本野鳥の会 青森県支部/弘前支部、平成 13	168 種	
	年) 「香田取自井自井 (IDA)」(日本取自の合 IID、 問監・合和 5 年	97 ££	
	「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧:令和5年	27 種	
	11月) 「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	130 種	
	「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成 16 年)	124 種	

表 3.1-14(2) 動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
爬	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回 (平成 5 年~平成 7 年)」	0種	ヒガシニホントカゲ、ニホン
虫	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		カナヘビ、シマヘビ、アオダイ
類	月)		ショウ、ジムグリ、ヒバカリ、
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回(平成13年~平成14年)」	0種	ヤマカガシ、ニホンマムシ
	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		(8種)
	月)		
	「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020年	0種	
	版) 一」(青森県、令和2年)		
	「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	6種	
	「十和田市史」(十和田市、昭和 51 年)	6種	
	「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成16年)	8種	
両	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回(平成5年~平成7年)」	0種	トウホクサンショウウオ、ク
生	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		ロサンショウウオ、アカハラ
類	月)	1 4	イモリ、アズマヒキガエル、ニ
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回(平成13年〜平成14年)」 (環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和5年11	1種	ホンアマガエル、タゴガエル、 ヤマアカガエル、トノサマガ
	(現現有日		エル、ツチガエル、シュレーゲ
	「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック (2020 年	0 種	ルアオガエル、モリアオガエ
	版)一」(青森県、令和2年)	- 1	ル、カジカガエル等
	「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	13 種	(14 種)
	「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成 16 年)	14 種	
昆	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第2回(昭和55年~昭和57年)」	3 種	フタスジモンカゲロウ、アオ
虫	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		イトトンボ、アキアカネ、オオ
類	月)		ハサミムシ、エダオカワゲラ、
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回(平成 5 年~平成 7 年)」	31 種	ツチイナゴ、アカエゾゼミ、タ
	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		ガメ、ウルマーシマトビケラ、
	月)	0.45	オオチャバネセセリ、ツバメ
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第5回(平成13年〜平成14年)」 (環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和5年11月)	0種	シジミ、アゲハ、イボタガ、ウ シアブ、ヒメオサムシ、ナミハ
	「青森県の希少な野生生物ー青森県レッドデータブック(2020年	61 種	ンミョウ、ナミテントウ、ホソ
	版)一」(青森県、令和2年)	01 <u> </u>	カミキリ、ルリハムシ、オトシ
	「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	325 種	ブミ、クロオオアリ、キムネク
	「十和田市史」(十和田市、昭和51年)	164 種	マバチ等 (500.15)
	「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成 16 年)	241 種	(582 種)
魚	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 4 回 (平成 5 年~平成 7 年)」		カワヤツメ、ニホンウナギ、ギ
類	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		ンブナ、アブラハヤ、ジュウサ
	月)		ンウグイ、エゾウグイ、ウグ
	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回(平成 13 年~平成 14 年)」	0 種	イ、ドジョウ、ナマズ、ワカサ
	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		ギ、アユ、サケ、ヒメマス、サ
	月)		クラマス (ヤマメ)、トミヨ、
	「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020 年	0種	カジカ、チチブ、ウキゴリ等
	版) 一」(青森県、令和2年) 「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	19 毎	(35 種)
	「十和田市史」( 計2 日本	13 種 23 種	
	「十和田湖町史」(十和田市、昭和 51 年) 「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成 16 年)	25 種	
	専門家へのヒアリング(実施:令和3年9月)	3種	
<u> </u>	寸口次  ツロノノマノ (大心・1)作り生き刀/	ひ作里	

表 3.1-14(3) 動物相の概要

分類	文献その他の資料名	確認種数	主な確認種
昆	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第4回(平成5年~平成7年)」	0種	カラスガイ、ヌマエビ、アメリ
虫	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和 5 年 11		カザリガニ、サワガニ
類	月)		(4種)
以	「自然環境調査 Web-GIS 動物 第 5 回(平成 13 年~平成 14 年)」	0種	
外の	(環境省自然環境局生物多様性センターHP、閲覧:令和5年11		
無	月)		
脊	「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020 年	0種	
椎	版) -」(青森県、令和2年)		
動	「新郷村史」(新郷村史編纂委員会、平成元年)	3種	
物	「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成 16 年)	1種	
合	880 種		
計	000 性		

「環境アセスメントデータベース 全国環境情報」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)のコウモリ分布情報によると、図3.1-13のとおり、対象事業実施区域ではコテングコウモリ及びモリアブラコウモリの分布が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、ヤマコウモリ、キクガシラコウモリ、モモジロコウモリ、コヤマコウモリ等の分布が確認されている。

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)によると、図3.1-14~図3.1-16のとおり、対象事業実施区域及びその周囲においてノスリ(春季・秋季)の渡り経路が確認されている。また、図3.1-17のとおり、対象事業実施区域を含むメッシュではイヌワシ及びクマタカの生息は確認されていない。

「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)によるガン・ハクチョウ類の日中の渡りルートは図3.1-18、猛禽類の日中の渡りルートは図3.1-19、夜間の渡りルートは図3.1-20のとおりであり、コハクチョウの日中の渡りルートが対象事業実施区域上空付近を通過しているのが確認されている。東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査結果については、図3.1-21のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲において、ハクチョウ類及びガン類の渡りルートは確認されていない。

センシティビティマップによる注意喚起メッシュ図は図 3.1-22 のとおりであり、対象事業実施区域を含むメッシュは「情報なし」となっている。なお、注意喚起メッシュの作成方法は、『参考資料:「地理情報システム (GIS): センシティビティマップについて」』のとおりである。

「生物多様性情報システム ガンカモ類の生息調査」(環境省 HP、閲覧:令和 5 年 11 月)によると、対象事業実施区域及びその周囲の調査地点は図 3.1 -24 のとおり「二ノ倉ダム」の 1 地点であった。表 3.1 -16 のとおり、平成 22 年度から令和 4 年度までの 13 年間の調査において、ハクチョウ類・カモ類が 7 種確認されている。

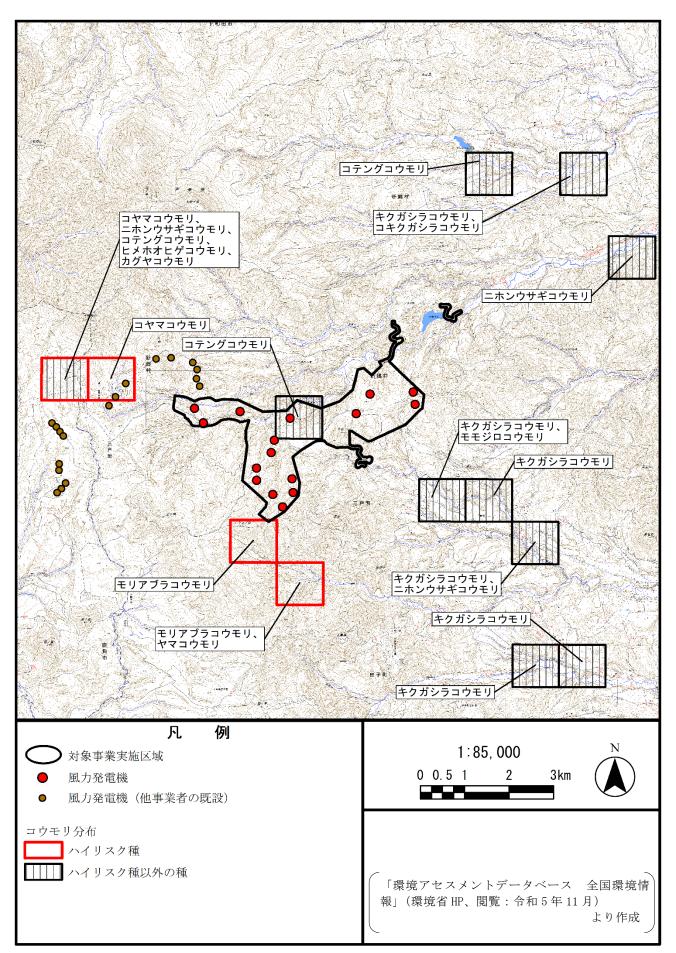
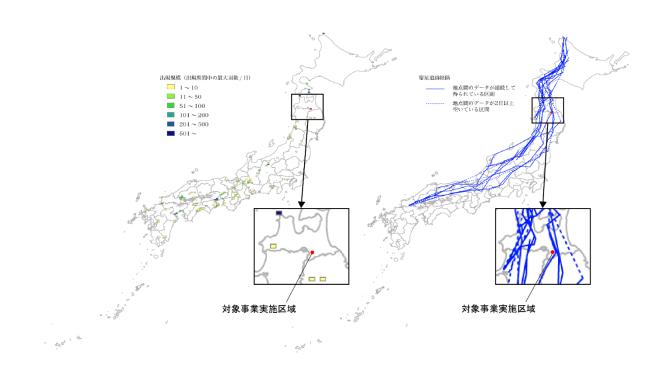
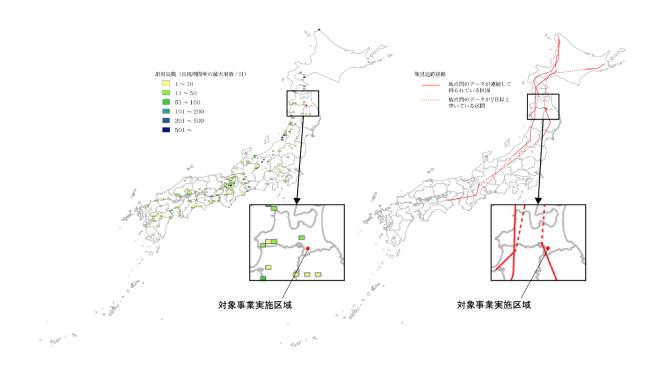


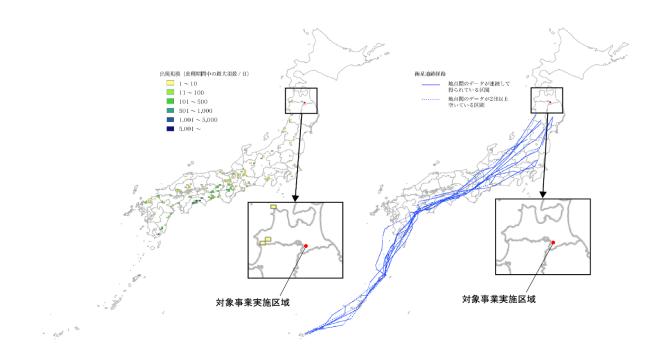
図 3.1-13 コウモリ分布情報



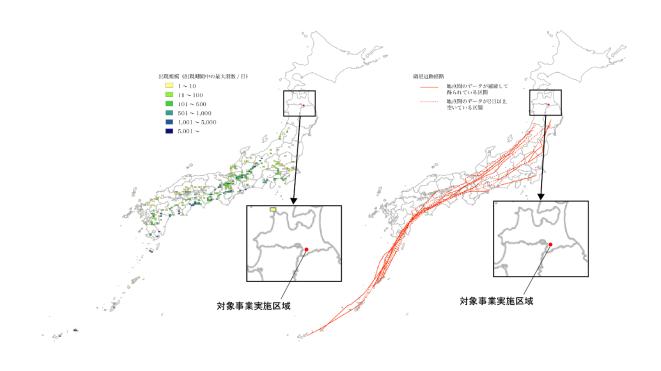
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成] 図 3.1-14(1) ノスリの渡り経路(春季)



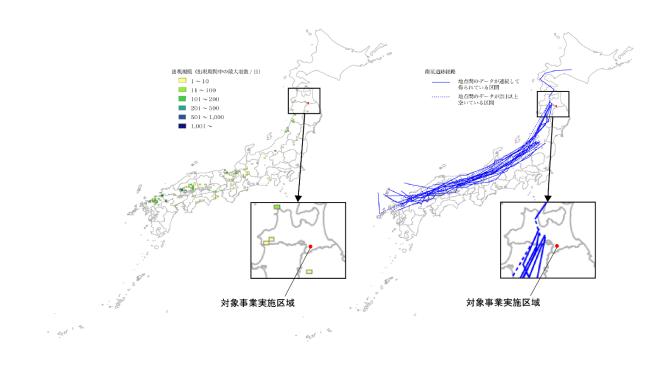
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成] 図 3.1-14(2) ノスリの渡り経路(秋季)



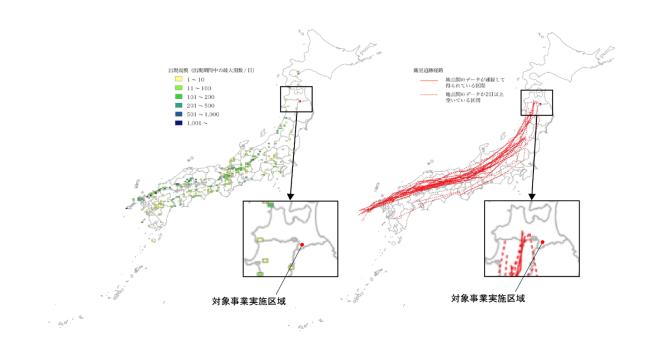
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成] 図 3.1-15(1) サシバの渡り経路(春季)



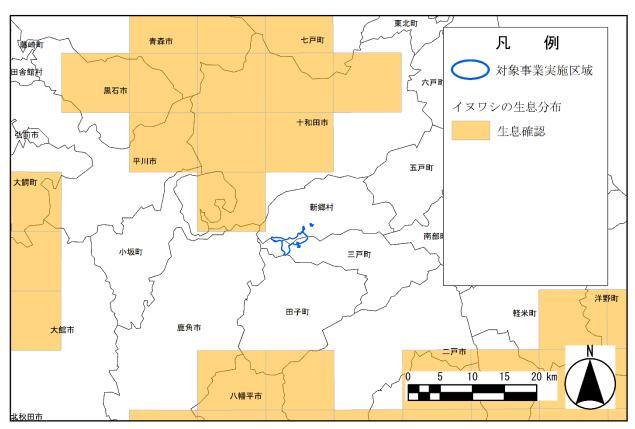
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成] 図 3.1-15(2) サシバの渡り経路(秋季)



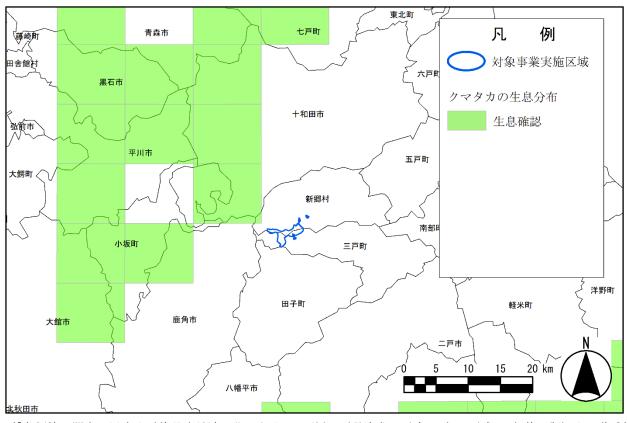
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成] 図 3.1-16(1) ハチクマの渡り経路(春季)



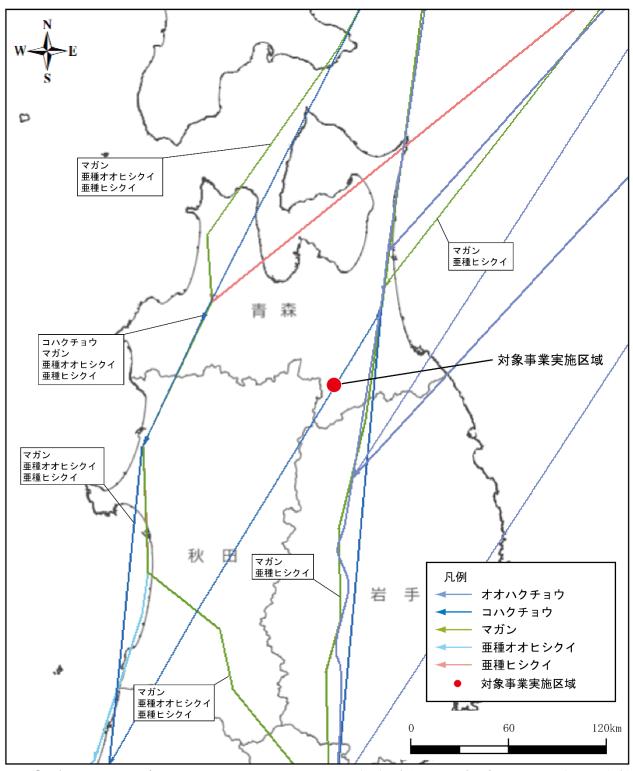
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成] 図3.1-16(2) ハチクマの渡り経路(秋季)



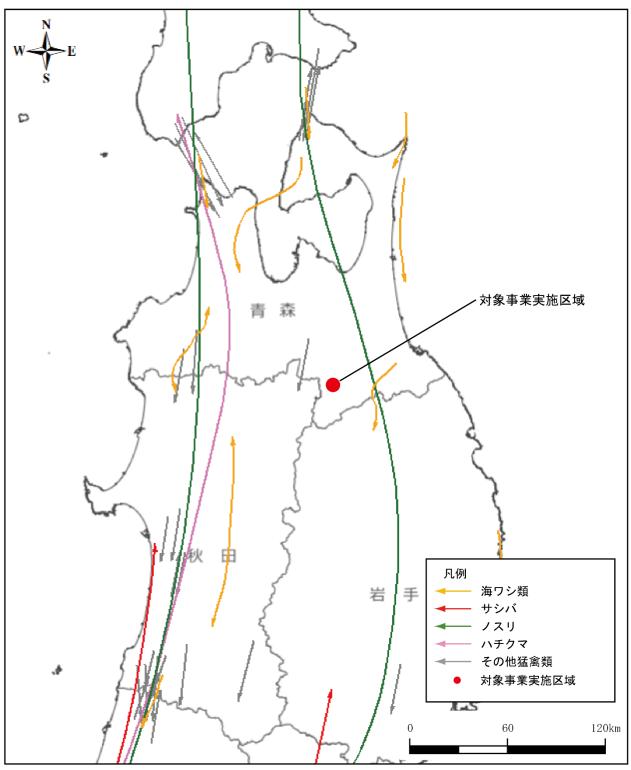
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成 23 年、平成 27 年修正版) より作成] 図 3.1-17(1) イヌワシ分布メッシュ図



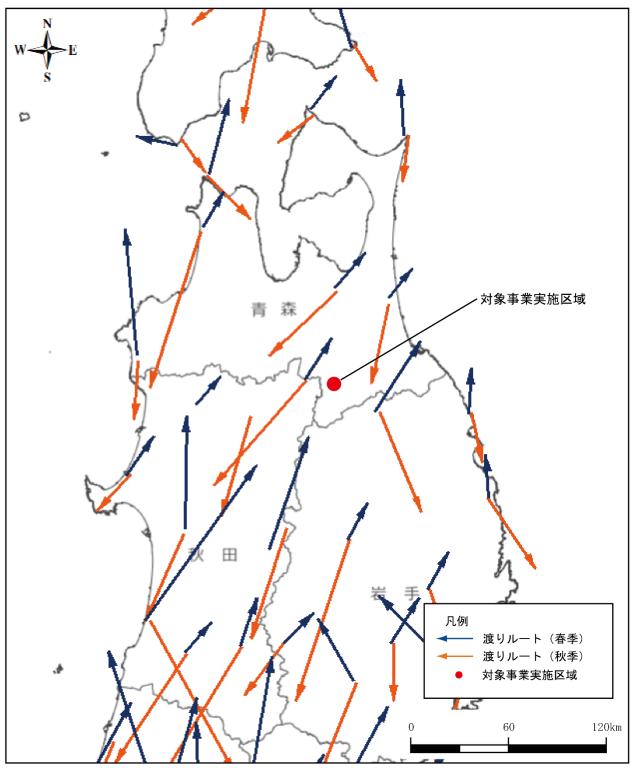
[「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」(環境省、平成23年、平成27年修正版)より作成] 図 3.1-17(2) クマタカ分布メッシュ図



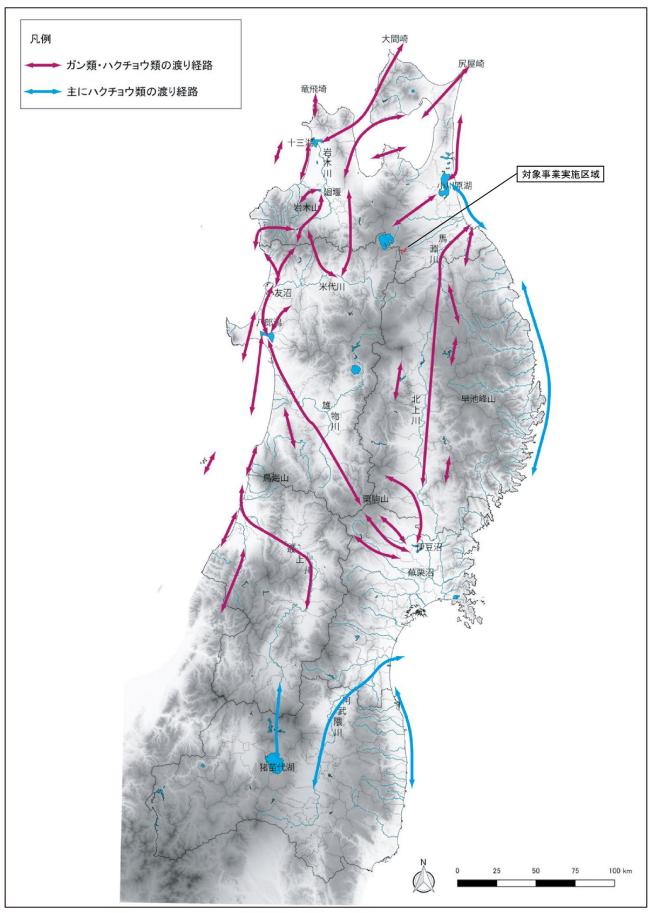
[「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成] 図 3.1-18 センシティビティマップにおける日中の渡りルート(ガン・ハクチョウ類)



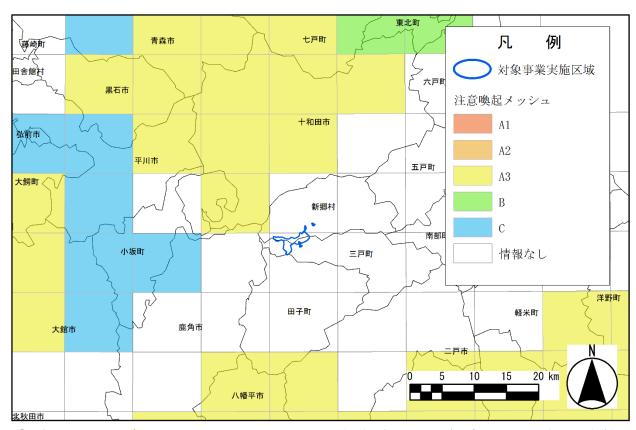
[「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成] 図 3.1-19 センシティビティマップにおける日中の渡りルート(猛禽類)



[「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成] 図 3.1-20 センシティビティマップにおける夜間の渡りルート(春季・秋季)



[「平成 26 年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書」(環境省、平成 27 年) より作成] 図 3. 1-21 東北地方におけるハクチョウ類・ガン類の渡り調査結果



〔「環境アセスメントデータベース センシティビティマップ」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成〕 図3.1-22 センシティビティマップによる注意喚起メッシュ図

3. 1-36 (56)

#### 参考資料:「地理情報システム(GIS): センシティビティマップについて」

#### ◆注意喚起メッシュの作成方法

#### 【重要種】

まずバードストライクとの関連性が高い種や生息地の改変に鋭敏な種を 10 種選定し、それぞれ程度の高い方から 3、 2、 1 とランク付けを行いました。

重要種の選定は、はじめに環境省レッドリストから絶滅危惧種・野生絶滅種に記載されている 98 種を抽出しました。次に、生息環境と陸域風力の設置場所との関係、バードストライクの事例の有無、風車との関連性(McGuinness et al. 2015)等から風力との関係が注目される重要種として 10 種を選定しました。このうち、「個体数が極小」、「個体数が少なく減少傾向」、「生息地が局所的で生息地の減少の影響が大きくかつ生息環境が特殊」のいずれかに該当するイヌワシ、シマフクロウ、チュウヒ、オオヨシゴイ、サンカノゴイをランク 3 とし、それ以外の種については、国内でのバードストライクの事例が多いオジロワシをランク 2、事例が少ないもしくは関係が不明のクマタカ、オオワシ、タンチョウ、コウノトリをランク 1 としました。

最後に、重要種が分布している 10km メッシュにその重要種のランクを付け、10 種のメッシュを重ね合わせました。 同一メッシュに複数の重要種が分布する場合には、最も大きいランクをそのメッシュに付けました。

#### 【集団飛来地】

集団飛来地については、ガン類、ハクチョウ類、カモ類、シギ・チドリ類、カモメ類、ツル類 (ナベヅル・マナヅル)、ウミネコの繁殖地、その他の水鳥類、海ワシ類及びその他の猛禽類を対象としました。水鳥類については、はじめにラムサール条約湿地に指定されている場所の個体数データ(モニタリングサイト 1000 調査)を基に、分類群ごとに個体数の基準を3、2、1とランク付けました(個体数の多いものはランクが高くなります)。

同様に、海ワシ類は「2016年のオオワシ・オジロワシー斉調査結果について」(オジロワシ・オオワシ合同調査グループ, 2016)の個体数データから、猛禽類は「平成27年度風力発電施設に係る渡り鳥・海ワシ類の情報整備委託業務報告書,風力発電施設立地適正化のための手引きに関する資料」(環境省自然環境局野生生物課, 2016)の個体数データから、個体数の基準をランク付けしました。

これらの基準を用いて、現地調査結果や文献による個体数データについて 10km メッシュごとにランクを付けました。 なお、集団飛来地のヒアリング調査結果の情報があるメッシュは一律ランク 1 を、集団飛来地に関連するラムサール 条約湿地及び国指定鳥獣保護区は一律ランク 3 を付けています。

#### 【重要種と集団飛来地の重ね合わせ】

最後に、メッシュごとに重要種と集団飛来地のランクを合計して、メッシュのランクを決定しました(図 3.1-23)。 メッシュのランクに応じて、注意喚起レベルを決定しました(表 3.1-15)。

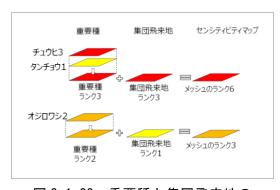


図 3.1-23 重要種と集団飛来地の メッシュの重ね合わせ(例)

表 3.1-15 メッシュのランクと 注意喚起レベル

メッシュのランク	注意喚起レベル
6	A1
5	A2
3~4	A3
2	В
1	С
0	情報なし

[「環境アセスメントデータベース」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成]

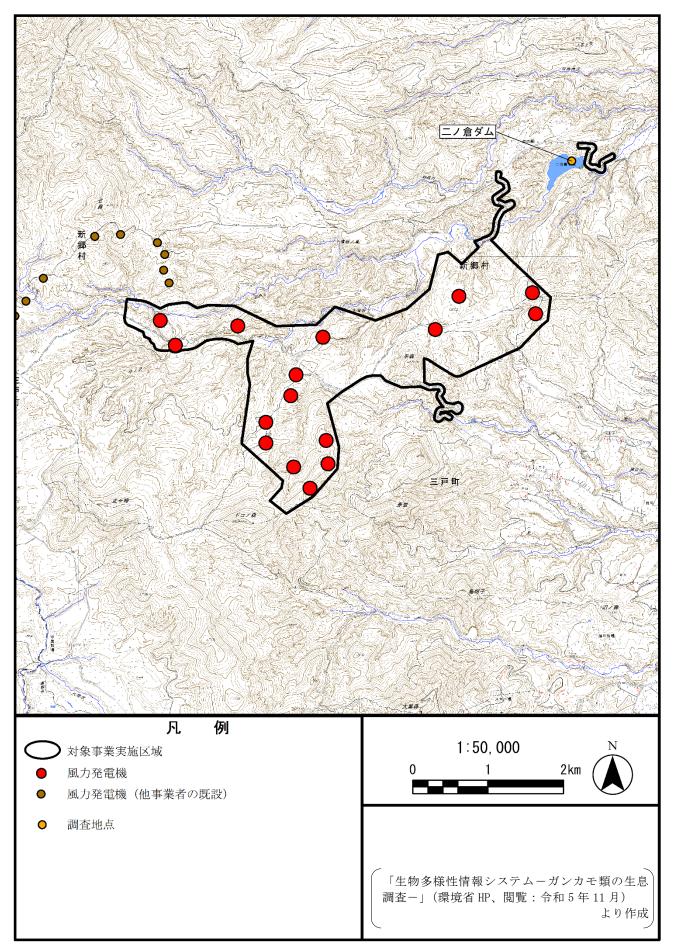


図 3.1-24 ガン・カモ・ハクチョウ類調査地点

## 表 3.1-16 ガン・カモ・ハクチョウ類の渡来状況

(単位:個体数)

									(+1:	四件数/
調査 地点名	村名	調査年度	オオハク チョウ	オシドリ	マガモ	カルガモ	コガモ	ホシ ハジロ	クロガモ	カモ類 種不明
二ノ倉	新郷村	平成 22 年度	3	4	5	30	50	0	0	0
ダム		平成 23 年度	0	4	2	10	23	0	0	3
		平成 24 年度	0	0	2	4	5	0	0	2
		平成 26 年度	0	0	13	16	0	0	0	6
		平成 27 年度	8	10	14	35	8	15	2	15
		平成 29 年度	0	0	0	6	0	0	0	0
		平成 30 年度	0	0	0	6	0	0	0	0
		令和4年度	0	0	2	4	0	0	0	0

- 注:1. 調査は各年度1月に行われている。
  - 2. 調査対象種のうち、確認されていない種については割愛した。
  - 3. 調査年度のうち、ガン・カモ・ハクチョウ類が確認されていない年度については割愛した。 〔「生物多様性情報システムーガンカモ類の生息調査ー」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成〕

## (2)動物の重要な種

動物の重要な種は、「(1)動物相の概要」で確認されている種について、表 3.1-17 に示す法令 や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。

その結果、重要な種は表 3.1-18~表 3.1-24 のとおりであり、哺乳類 19 種、鳥類 67 種、爬虫類 1 種、両生類 5 種、昆虫類 110 種、魚類 16 種及び昆虫類以外の無脊椎動物 2 種の合計 220 種が確認されている。

表 3.1-17 動物の重要な種の選定基準

		3.1-17 到初の里安は性の歴史を午	立計 スの th の次 tol
1	「七八時四世界。(四五 05 左外伍佐	選定基準	文献その他の資料
1	「文化財保護法」(昭和 25 年法律第	特天:特別天然記念物	「国指定文化財等データベ
	214 号、最終改正:令和4年6月17	国天:国指定天然記念物	ース」(文化庁 HP、閲覧:令
	日)、「青森県文化財保護条例」(昭和	県天:青森県指定天然記念物 オストルのアナルカスの地	和 5 年 11 月)、「あおもりの
	50 年条例第 46 号)、「三戸町文化財保		文化財」(青森県 HP、閲覧:
	護条例」(昭和 47 年条例第 17 号)、	三天:三戸町指定天然記念物	令和 5 年 11 月)、「歴史・文
	「田子町文化財保護条例」(昭和62年		化」(三戸町HP、令和5年11
	条例第39号)、「十和田市文化財保護	村天:新郷村指定天然記念物	月)、「文化財」(田子町 HP、
	条例」(平成 17 年条例第 113 号)に		閲覧:令和5年11月)、「十
	基づく天然記念物		和田市の文化財」(十和田市
	FARSA A D. W. D. W. mg // St. lebil/ a		HP、閲覧:令和5年11月)
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の		「絶滅のおそれのある野生
	種の保存に関する法律」(平成4年法	緊急:緊急指定種	動植物の種の保存に関する
	律第75号、最終改正:令和4年6月		法律施行令」(平成5年政令
	17日)及び「絶滅のおそれのある野		第17号、最終改正:令和5年
	生動植物の種の保存に関する法律施		2月3日)
	行令」(平成5年政令第17号、最終		
	改正:令和5年2月3日)に基づく		
<u> </u>	国内希少野生動植物種等	EX:絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種	「環境省報道発表資料環境
3	「環境自レットリスト 2020」(環境省、令和2年) の掲載種	EM: 野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種	「塚児自報担免衣質科塚児 省レッドリスト 2020 の公表
	11、 17 17 17 2 十) V 1/4 1 戦 1 里	CR+EN:絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕している種 (現	1   1   1   1   1   1   1   1   1   1
		在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用	令和 5 年 11 月)
		する場合、野生での存続が困難なもの)	7415年11万)
		CR:絶滅危惧IA類・・・ごく近い将来における野生での絶	
		滅の危険性が極めて高いもの	
		EN:絶滅危惧 I B 類・・・ I A 類ほどではないが、近い将来	
		における野生での絶滅の危険性が高いもの	
		WU: 絶滅危惧Ⅱ類・・・絶滅の危険が増大している種(現在の	
		状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、	
		近い将来「絶滅危惧」類」のカテゴリーに移行すること	
		が確実と考えられるもの)	
		NT:準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危	
		険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危	
		惧」に移行する可能性のある種)	
		DD:情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種	
		LP: 絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立して	
		いる個体群で、絶滅のおそれが高いもの	
4	「青森県の希少な野生生物-青森県	EX: 絶滅野生生物・・・県内では、すでに絶滅したと考えら	「青森県の希少な野生生物
	レッドデータブック(2020 年版)-」	れる野生生物	- 青森県レッドデータブッ
	(青森県、令和2年) の掲載種	A: 最重要希少野生生物・・・県内では、絶滅の危機に瀕し	ク(2020 年版)-」(青森県、
		ている野生生物	令和2年)
		B: 重要希少野生生物・・・県内では、絶滅の危機が増大し	
		ている野生生物	
		C: 希少野生生物・・・県内では、生息・生育を存続する基	
		盤が脆弱な野生生物	
		D:要調査野生生物・・・県内では、生息・生育情報が不足	
		している野生生物	
		LP:地域限定希少野生生物・・・県内では、地域内に孤立し	
		ている個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高	
		い野生生物	

表 3.1-18 文献その他の資料による動物の重要な種 (哺乳類)

NT.	U 27	彩力	廷力		重要種類	選定基準	
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4
1	モグラ(食虫)	トガリネズミ	カワネズミ				D
2		モグラ	ミズラモグラ			NT	D
3	コウモリ(翼手)	ヒナコウモリ	ヒメホオヒゲコウモリ				B <sup>₩1</sup>
4			カグヤコウモリ				В
5			クロホオヒゲコウモリ			VU	A
6			ノレンコウモリ			VU <sup>*2</sup>	A
7			モリアブラコウモリ			VU	A
8			コヤマコウモリ			EN	A
9			ヤマコウモリ			VU	В
10			ヒナコウモリ				В
11			ウサギコウモリ				B <sup>₩3</sup>
12			テングコウモリ				В
13			コテングコウモリ				С
14	ネズミ(齧歯)	リス	ホンドモモンガ				D <sup>**4</sup>
15			ムササビ				С
16		ヤマネ	ヤマネ	国天			
17	ネコ(食肉)	イタチ	オコジョ			NT <sup>*</sup> 5	D
18	ウシ(偶蹄)	イノシシ	イノシシ				D
19		ウシ	カモシカ	特天			
合計	5 目	8 科	19 種	2種	0種	7種	17 種

- 注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。
  - 2. 選定基準は表 3.1-17 参照
  - 3. 表中の※については以下のとおりである。

%1: フジホオヒゲコウモリ(ヒメホオヒゲコウモリ)で掲載、%2: ホンドノレンコウモリで掲載、%3: ニホンウサギコウモリで掲載、%4: ニホンモモンガで掲載、%5: ホンドオコジョで掲載

表 3.1-19(1) 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)

NT		4) 为	<b>延</b> 57		重要種選	選定基準	
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4
1	キジ	キジ	ウズラ			VU	A
2			ヤマドリ				С
3	カモ	カモ	マガン	天		NT	С
4			オシドリ			DD	
5			アカハジロ			DD	
6			ビロードキンクロ				С
7	ハト	ハト	アオバト				С
8	ミズナギドリ	ウミツバメ	クロコシジロウミツバメ		国内	CR	
9	ペリカン	サギ	サンカノゴイ			EN	A
10			ヨシゴイ			NT	В
11			オオヨシゴイ		国内	CR	A
12	ツル	クイナ	クイナ				В
13			ヒクイナ			NT	A
14			バン				С
15	カッコウ	カッコウ	ジュウイチ				С
16	ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ			NT	В
17	チドリ	チドリ	ケリ			DD	В
18			イカルチドリ				В
19			シロチドリ			VU	
20		シギ	ヤマシギ				В
21	]		アオシギ				В

表 3.1-19(2) 文献その他の資料による動物の重要な種(鳥類)

N		TN A	任力	重要種選定基準			
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4
22	チドリ	シギ	オオジシギ			NT	В
23			ツルシギ			VU	
24			タカブシギ			VU	
25			ハマシギ			NT	
26		ウミスズメ	ウミスズメ			CR	
27	タカ	ミサゴ	ミサゴ			NT	В
28		タカ	ハチクマ			NT	С
29			オジロワシ	天	国内	VU	A
30			オオワシ	天	国内	VU	В
31			ツミ				В
32			ハイタカ			NT	В
33			オオタカ			NT	В
34			サシバ			VU	В
35			ケアシノスリ				В
36			イヌワシ	天	国内	EN	A
37			クマタカ		国内	EN	A
38	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク				В
39			コノハズク				A
40			フクロウ				С
41			アオバズク				В
42			トラフズク				С
43	ブッポウソウ	カワセミ	アカショウビン				В
44			ヤマセミ				С
45		ブッポウソウ	ブッポウソウ			EN	В
46	キツツキ	キツツキ	オオアカゲラ				С
47			クマゲラ	天		VU	A
48	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ				С
49			コチョウゲンボウ				С
50			チゴハヤブサ				С
51			ハヤブサ		国内	VU	В
52	スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ			VU	В
53		カササギヒタキ	サンコウチョウ				В
54		モズ	チゴモズ			CR	A
55			アカモズ		国内	EN	A
56		カラス	ホシガラス				С
57		ムシクイ	メボソムシクイ上種			DD**	
58		キバシリ	キバシリ				С
59		ヒタキ	マミジロ				С
60			クロツグミ				С
61			コマドリ				С
62		イワヒバリ	カヤクグリ				С
63		セキレイ	セグロセキレイ				С
64		アトリ	イスカ				D
65		ホオジロ	ノジコ			NT	С
66			クロジ				С
67			オオジュリン				В
合計 注·1	15 目	29 科	67 種 て 「日本鳥類目録 改訂第 7 版	5種	8種	34 種	58 種

注:1. 種名及び配列については原則として、「日本鳥類目録 改訂第7版」(日本鳥学会、平成24年)に準拠した。

※:オオムシクイが該当する

<sup>2.</sup> 選定基準は表 3.1-17 参照

<sup>3.</sup> 表中の※については以下のとおりである。

表 3.1-20 文献その他の資料による動物の重要な種 (爬虫類)

No. 目名		日夕 科夕	任力	重要種選定基準					
	科名	種名	1	2	3	4			
1	有鱗	ナミヘビ	ヒバカリ				D		
合計	1 目	1科	1種	0種	0種	0種	1種		

- 注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」 (河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。
  - 2. 選定基準は表 3.1-17 参照

表 3.1-21 文献その他の資料による動物の重要な種(両生類)

N	No. 目名 章		種名		重要種選	選定基準	
No.	日名	科名	<b>性</b> 名	1	2	3	4
1	有尾	サンショウウオ	トウホクサンショウウオ			NT	С
2			クロサンショウウオ			NT	С
3		イモリ	アカハライモリ			NT	С
4	無尾	アカガエル	トノサマガエル			NT	С
5			ツチガエル				С
合計	2 目	3 科	5 種	0種	0種	4種	5種

- 注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」 (河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。
  - 2. 選定基準は表 3.1-17 参照

表 3.1-22(1) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

N -	日夕	彩友	4番 万		重要種選	選定基準	
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4
1	トンボ(蜻蛉)	イトトンボ	キイトトンボ				В
2			ルリイトトンボ				С
3		カワトンボ	ハグロトンボ				С
4			アオハダトンボ			NT	A
5		サナエトンボ	オナガサナエ				С
6		エゾトンボ	モリトンボ				A
7		トンボ	ショウジョウトンボ				С
8			カオジロトンボ				С
9			ハラビロトンボ				С
10			オオシオカラトンボ				С
11			コノシメトンボ				В
12			マイコアカネ				В
13			ヒメアカネ				С
14	バッタ(直翅)	バッタ	ショウリョウバッタモドキ				D
15		イナゴ	セグロイナゴ				D <sup>**</sup> 1
16	ナナフシ(竹節虫)	ナナフシ	ヤスマツトビナナフシ				С
17	カメムシ(半翅)	ツノゼミ	ニトベツノゼミ				С
18		カタビロアメンボ	エサキナガレカタビロアメンボ				С
19		コオイムシ	コオイムシ			NT	С
20			タガメ		国内	VU	A
21		タイコウチ	タイコウチ				В
22	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	ホシチャバネセセリ			EN	A
23			アオバセセリ本土亜種				C <sup>*</sup> 2
24			ギンイチモンジセセリ			NT	В
25			ミヤマチャバネセセリ				С
26			オオチャバネセセリ				С
27			チャマダラセセリ			EN	A

表 3.1-22(2) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

	_,		12.4		重要種類	異定基準	
No.	目名	科名	種名	1	2	3	(4)
28	チョウ(鱗翅)	セセリチョウ	スジグロチャバネセセリ北海道・ 本州・九州亜種			NT <sup>**3</sup>	C <sup>**4</sup>
29		シジミチョウ	チョウセンアカシジミ			VU	
30			ウラジロミドリシジミ				С
31			ハヤシミドリシジミ				C
32			ミヤマカラスシジミ				С
33			カバイロシジミ			NT	В
34			ウラナミアカシジミ				С
35			クロシジミ			EN	A
36			オオゴマシジミ			NT	В
37			ゴマシジミ北海道・東北亜種			NT	C <sup>**5</sup>
38			ヒメシジミ本州・九州亜種			NT	C**6
39			オオルリシジミ本州亜種			CR	EX <sup>¾</sup> <sup>7</sup>
40		タテハチョウ	ウラギンスジヒョウモン			VU	С
41			ヒョウモンチョウ東北以北亜種			NT <sup>*</sup> 8	C**9
42			オオウラギンヒョウモン			CR	EX
43			キマダラモドキ			NT	Ne/
44			ツマジロウラジャノメ本州亜種				A <sup>₩10</sup>
45			ヒカゲチョウ				C
46			テングチョウ日本本土亜種				C**11
47			オオミスジ				C ~×12
48			ホシミスジ東北・中部地方亜種			NITTO	C <sup>**12</sup>
49		コド・イ ユ	オオムラサキ			NT	C D**13
50		アゲハチョウシロチョウ	ヒメギフチョウ本州亜種			NT	B <sup>**13</sup>
51 52		ンロアョリ	スジボソヤマキチョウ ヤマキチョウ			EM	В
			ヒメシロチョウ北海道・本州亜種			EN EN <sup>**14</sup>	EX C**14
53 54		カギバガ	ナガトガリバ ナガトガリバ			EN	D
55		カイバル	マンレイカギバ				D D
56		シャクガ	キジマソトグロナミシャク				D D
57			シラナミナミシャク				D D
58			ホソスジハイイロナミシャク				D D
59		ヤママユガ	オナガミズアオ本土亜種			NT <sup>**15</sup>	C <sup>**15</sup>
60		スズメガ	ミスジビロードスズメ			111	D
61		シャチホコガ	アマギシャチホコ				D
62		ヒトリガ	マエアカヒトリ			NT	
63		ヤガ	キスジウスキョトウ			VU	С
64			ネジロシマケンモン				D
65			ウスクモヨトウ				D
66			ウゴウンモンツマキリアツバ				D
67			ハイイロヨトウ				D
68			ヘリボシキノコヨトウ				D
69			ウスハイイロケンモン				D
70			ヒメシロテンアオヨトウ				D
71	ハエ(双翅)	カ	トワダオオカ				С
72		オドリバエ	フタテンアシホソハシリバエ			NT	B <sup>₩16</sup>
73	コウチュウ(鞘翅)	オサムシ	ヒメクロオサムシ東北地方亜種				С
74		ハンミョウ	ナミハンミョウ				С
75		ゲンゴロウ	クロゲンゴロウ			NT	С
76			ゲンゴロウ		国内	VU	C
77			エゾゲンゴロウモドキ		国内	VU	C
78			シマゲンゴロウ			NT	С

表 3.1-22(3) 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類)

No.	目名	科名	種名		重要種類	選定基準	
NO.				1	2	3	4
79	コウチュウ(鞘翅)	ミズスマシ	ヒメミズスマシ			EN	С
80			ミズスマシ			VU	С
81		ガムシ	ガムシ			NT	С
82		クワガタムシ	オオクワガタ			VU	С
83		コガネムシ	ダイコクコガネ			VU	С
84			ミヤマダイコクコガネ				С
85			オオチャイロハナムグリ			NT	С
86		コメツキムシ	ミチノクシモフリコメツキ				С
87			ババアカコメツキ				D
88			トワダアカコメツキ				D
89			チビヒサゴコメツキ				C <sup>**17</sup>
90		ホタル	ゲンジボタル				С
91		テントウムシ	ルイヨウマダラテントウ				С
92		カミキリムシ	トウホクトラカミキリ				С
93			オダヒゲナガコバネカミキリ				С
94			オオハナカミキリ				С
95			シロオビドイカミキリ				С
96			オニホソコバネカミキリ				С
97			ヒゲジロホソコバネカミキリ				C <sup>**18</sup>
98			ヒゲブトハナカミキリ				С
99		ハムシ	ベニカメノコハムシ				С
100			イカリアオカメノコハムシ				В
101			キンイロネクイハムシ			NT	D
102	ハチ(膜翅)	ナギナタハバチ	オオナギナタハバチ			VU	D
103		コマユバチ	ウマノオバチ			NT	В
104		アリ	エゾアカヤマアリ			VU	С
105		スズメバチ	モンスズメバチ			DD	С
106		ギングチバチ	ササキリギングチ			NT	С
107			アギトギングチ			DD	D
108			ニトベギングチ			DD	С
109			シモヤマジガバチモドキ				D
110		アナバチ	ミカドジガバチ				D
合計	8 目	44 科	110 種	0種	3種	44 種	107 種

- 注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」 (河川環境データベース 国土交通省、令和2年) に準拠した。
  - 2. 選定基準は表 3.1-17 参照
  - 3. 表中の※については以下のとおりである。

※1:セグロバッタで掲載 ※2:アオバセセリで掲載

※3:スジグロチャバネセセリ名義タイプ亜種で掲載 ※4:スジグロチャバネセセリで掲載

※5: ゴマシジミで掲載 ※6: ヒメシジミで掲載 ※7: オオルリシジミで掲載

※8:ヒョウモンチョウ北海道・本州北部亜種で掲載 ※9:ヒョウモンチョウで掲載

※10:ツマジロウラジャノメで掲載 ※11:テングチョウで掲載 ※12:ホシミスジで掲載 ※13:ヒメギフチョウで掲載 ※14:ヒメシロチョウで掲載 ※15:オナガミズアオで掲載

※16:フタイロオオメハシリバエで掲載 ※17:チビヒサゴコメツキ本州亜種で掲載

※18: ヒゲシロホソコバネカミキリで掲載

表 3.1-23 文献その他の資料による動物の重要な種 (魚類)

N		1 5	14. kt		重要種边	選定基準	
No.	目名	科名	種名	1	2	3	4
1	ヤツメウナギ	ヤツメウナギ	スナヤツメ類			VU <sup>*</sup> 1	В
2			カワヤツメ			VU	С
3	ウナギ	ウナギ	ニホンウナギ			EN	A
4	コイ	コイ	キンブナ			VU	D
5			タナゴ			EN	A
6			ジュウサンウグイ			LP <sup>*</sup> 2	D
7			エゾウグイ			LP <sup>*</sup> 3	С
8		ドジョウ	ドジョウ			<b>※</b> 4	D <sup>36</sup> 5
9	サケ	サケ	サクラマス(ヤマメ)			NT	
10	トゲウオ	トゲウオ	トミヨ			LP <sup>*</sup> 6	B <sup>₩7</sup>
11			イトヨ			LP <sup>*</sup> 8	A <sup>₩9</sup>
12	ダツ	メダカ	キタノメダカ			VU	В
13	スズキ	カジカ	カジカ			<b>※</b> 10	<b>※</b> 11
14			カジカ小卵型			EN	В
15			ハナカジカ			LP**12	A
16		ハゼ	チチブ				D
合計	7 目	9 科	16 種	0種	0種	15 種	15 種

- 注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」 (河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。
  - 2. 選定基準は表 3.1-17 参照
  - 3. 表中の※については以下のとおりである。

なお、スナヤツメ類、ドジョウ及びカジカに関しては、文献その他の資料において種の特定ができなかった ことから、生息の可能性が考えられる種も含めて整理した。

※1:スナヤツメ北方種、スナヤツメ南方種で掲載

※2:「本州のジュウサンウグイ」として選

※3:「東北地方のエゾウグイ」として選定

※4: ドジョウは NT、キタドジョウは DD で掲載

※5:キタドジョウで掲載

※6:「本州のトミヨ属淡水型」として選定

※7:トミヨ属淡水型で掲載

※8:「本州のニホンイトヨ」として選定

※9:ニホンイトヨで掲載

%10: カジカ大卵型は NT、カジカ中卵型は EN で掲載 %11: カジカ大卵型は C、カジカ中卵型は B で掲載

※12:「東北地方のハナカジカ」として選定

### 表 3.1-24 文献その他の資料による動物の重要な種(昆虫類以外の無脊椎動物)

No.	口力	科名	4. 夕		重要種選	選定基準		
NO.	目名	11111		種名	1	2	3	4
1	イシガイ	イシガイ	カラスガイ			EN		
2	エビ	サワガニ	サワガニ				С	
合計	2 目	2 科	2種	0種	0種	1種	1種	

注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」 (河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。

2. 選定基準は表 3.1-17 参照

### (3)注目すべき生息地

注目すべき生息地については、表 3.1-25 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。対象事業実施区域及びその周囲における注目すべき生息地を表 3.1-26、図 3.1-25 に示す。

対象事業実施区域及びその周囲には「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正:令和4年6月17日)による「十和田鳥獣保護区」、「三八上北森林計画区三八上北森林管理署第6次国有林野施業実施計画図」(東北森林管理局、令和元年)による「白神八甲田緑の回廊」、「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧:令和5年11月)による「十和田・八甲田」、「生物多様性保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、閲覧:令和5年11月)による「十和田」、「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(青森県 HP、閲覧:令和5年11月)による「ふるさとの森と川と海保全地域」が存在する。

なお、対象事業実施区域の一部が「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(青森県 HP、閲覧:令和5年11月)による「五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域」及び「馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域」に含まれている。

# 表 3.1-25(1) 注目すべき生息地の選定基準

		選定基準	文献その他の資料
(1)	「文化財保護法」(昭和 25 年	特天:特別天然記念物	「国指定文化財等データベ
(1)			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	法律第214号、最終改正:令和	国天:国指定天然記念物	ース」(文化庁 HP、閲覧:令
	4年6月17日)、「青森県文化	県天:青森県指定天然記念物	和5年11月)、「あおもりの
	財保護条例」(昭和 50 年条例	市天:十和田市指定天然記念物	文化財」(青森県 HP、閲覧:
	第 46 号)、「三戸町文化財保護	三天:三戸町指定天然記念物	令和5年11月)、「歴史・文
	条例」(昭和 47 年条例第 17	田天:田子町指定天然記念物	化」(三戸町 HP、令和 5 年 11
	号)、「田子町文化財保護条例」	村天:新郷村指定天然記念物	月)、「文化財」(田子町 HP、
	(昭和62年条例第39号)、「十		閲覧:令和5年11月)、「十
	和田市文化財保護条例」(平成		和田市の文化財」(十和田市
	17 年条例第 113 号)に基づく		HP、閲覧:令和5年11月)
	天然記念物		, ,,,,
(2)	「絶滅のおそれのある野生動	生息:生息地等保護区	「生息地等保護区一覧」(環
	植物の種の保存に関する法		境省 HP、閲覧:令和5年11
	律」(平成4年法律第75号、		月)
	最終改正:令和4年6月17日)		<i>A)</i>
	及び「絶滅のおそれのある野		
	生動植物の種の保存に関する		
	法律施行規則」(平成5年総理		
	府令第9号、最終改正:令和5		
	年3月31日)に基づく生息地		
	等保護区		
3	「特に水鳥の生息地として国	基準 1:特定の生物地理区を代表するタイプの	「日本のラムサール条約湿
	際的に重要な湿地に関する条	湿地、又は希少なタイプの湿地	地ー豊かな自然・多様な湿
	約」(ラムサール条約)(昭和 55	基準 2:絶滅のおそれのある種や群集を支えて	地の保全と賢明な利用ー」
	年条約第28号、最終改正:平	いる湿地	(環境省、平成 27 年)
	成6年4月29日)に基づく湿	基準 3:生物地理区における生物多様性の維持	
	地	に重要な動植物を支えている湿地	
	, 0	基準 4:動植物のライフサイクルの重要な段階	
		を支えている湿地。または悪条件の期	
		間中に動植物の避難場所となる湿地	
		基準5:定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿	
		地	
		基準6:水鳥の1種または1亜種の個体群で、	
		個体数の 1%以上を定期的に支えてい	
		る湿地	
		基準 7: 固有な魚類の亜種、種、科の相当な割	
		合を支えている湿地。また湿地という	
		ものの価値を代表するような、魚類の	
		生活史の諸段階や、種間相互作用、個体	
		群を支え、それによって世界の生物多	
		様性に貢献するような湿地	
		基準 8: 魚類の食物源、産卵場、稚魚の生息場	
		として重要な湿地。あるいは湿地内外	
		における漁業資源の重要な回遊経路と	
		なっている湿地	
		基準 9:湿地に依存する鳥類に分類されない動	
		物の種及び亜種の個体群で、その個体	
		群の1%を定期的に支えている湿地	
	「自鉛の伊莱亞が笠四光が		「会和「左座自巡归港戸際
4	「鳥獣の保護及び管理並びに	都道府県指定鳥獣保護区	「令和 5 年度鳥獣保護区等
	狩猟の適正化に関する法律」	国指定鳥獣保護区	位置図」(青森県 HP、閲覧:
	(平成 14 年法律第 88 号、最	特:特別保護地区	令和5年11月)
	終改正:令和4年6月17日)	特指:特別保護指定区域	
	に基づく鳥獣保護区		

# 表 3.1-25(2) 注目すべき生息地の選定基準

A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3 : ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地、としくはその可能性がある生息地、それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または1万つが以上が定期的に生息するか、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii : 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv : 渡りの隆路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			T-23(2) 注日 9 个 3 王 总地 0 选 足 基 年	<b>子型ファルッ</b> 次回
北森林管理署 第 6 次国有林野姫 業実施計画図」(東北森林管理局 局、令和元年)に基づく線の回廊 ⑤ 「生物多様性の観点から重要度 の高い漫地」(環境名 門、 閲覧 令和 5 年 11 月)に基づく。 一位一才林、 藻揚、 サンゴ糖のうち、 生 物の生育・生息地として典型的または相 当の規模の面積を有している場合 基準 2: 希か俺、 固有種等が生育・生息している 場合 、			22,223	
業実施計画図」(東北森林管理 合・で遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中 局、令和元年)に基づく縁の回総 心にネットワークを形成する区域 (東北森林管理局、令和元年) に基づく縁の回総 といまり、 (東北森林管理局、令和元年) に基づく縁地 (環境者 IP、 図覧・令和5年11月) に基づく湯地 当の規模の面積を有している場合 基準3・多様な生物相を有している場合 基準3・多様な生物相を有している場合 基準3・多様な生物相を有している場合 基準3・多様な生物相を有している場合 基準5・生物の生活との中で不可欠な地域 (採輯場、産卵場等) である場合 は 別別に基づく地域 (採輯場、産卵場等) である場合 に 関党・令和5年11月) に基づく地域 (経典の会 IP、 関党・令和5年11月) に基づく地域 (経典の会 IP、 関党・令和5年11月) に基づく地域 (経典の会 IP、 国党・令和5年11月) に基づく地域 (経典の会 IP、 国党・令和5年11月) に基づく地域 (日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) に 多な生息している生息地 (日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) は 日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) は 日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) は 1月) に 基づく地域 (日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) は 1月) に 基づく地域 (日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) は 1月) に 基づく地域 (日本 II、 JAPAN 変が結ぶ重要4年) は 1月) な 1年) な 1年) は 1年) な 1年) は 1月) な 1年) は 1年) は 1月) な 1月) な 1月) は 1月) な 1月) は 1月) は 1月) な 1月) は 1月) な 1月) は 1月)		7.7		* *
同、令和元年)に基づく縁の回廊 心にネットワークを形成する区域 (東北森林管理局、令和元年)に基づく縁の回廊 (京・生物多様性の観点から重要度 基準1:				
(⑥) 「生物多様性の観点から重要度 基準1:湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干湯・マン の高い湿地」(環境省 IP、閲覧: かの生育・生息地として典型的または相 IP、閲覧: 令和5年11月)に基づく湿地				_
③ 「生物多様性の観点から重要度 基準1:湿原・塩性湿地、河川・湖沼、干潟・マン		局、令和元年)に基づく緑の回廊	心にネットワークを形成する区域	
の高い湿地」(環境省 IIP、閲覧:				
	_			
当の規模の面積を有している場合 基準 2: 希少種、固有種等が生育・生息している 場合 基準 3: 多様な生物相を有している場合 基準 4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合 の個体数が生息する場合 基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌 場、産卵場等)である場合  「IMPORTANT BIRD AREAS 野鳥の会 HP、閲覧:令和 5 年 11 月)に基づく地域  A2 : 生 息 地 域 限 定 種 (Restricted-range 島の会 HP、閲覧:令和 5 年 11 月)に基づく地域  A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのパイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息すると息地  A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのパイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体  A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 ii : 群れを作る冰鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 ii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 ii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 iv: 渡りの臨路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
基準 2:希少種、固有種等が生育・生息している場合 基準 3:多様な生物相を有している場合 基準 4:特定の種の個体群のうち、相当数の割合 の個体数が生息する場合 基準 5:生物の生活史の中で不可欠な地域(採輯 場、産卵場等)である場合  「「重要野鳥生息地(IBA)」(日本 AI:世界的に絶滅が危惧される種、または全世 界で保護の必要がある種が、定期的・恒常 的に多数生息している生息地 A2:生 息 地 域 限 定 種 (Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3:ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大 半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が 混在して生息する生息地 ※バイオーム : それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii:1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii:1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii・1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii・1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、で このもれた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト		令和5年11月)に基づく湿地		HP、閲覧:令和5年11月)
据音 3 多様な生物相を有している場合 基準 4 : 特定の種の個体群のうち、相当数の割合 の個体数が生息する場合 基準 5 : 生物の生活史の中で不可欠な地域 (採餌場 原卵場等)である場合 である場合 または全世 野鳥の会 IP、閲覧: 令和 5 年 11 月)に基づく地域 4 : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世 別 JAPAN 翼が結ぶ重要4 きゆに多数生息している生息地 A2 : 生息 地域 限定 種 (Restricted-range 鳥の会 IP、閲覧: 令和 5 年 10 元 音 11 月)				
基準 3: 多様な生物相を有している場合 基準 4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合 の個体数が生息する場合 基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌 場、産卵場等)である場合  ② 「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本 A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世 界で保護の必要がある種が、定期的・恒常 的に多数生息している生息地 A2: 生息・地域 限 定 種 (Restricted-range) 島心会 田P、閲覧: 令和 5年 11 月)に基づく地域  A3: ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大 半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が 混在して生息すると生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体  A4: 詳れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4: 詳れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体 数の 1%以上が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4: 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4: 1 で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万 のがい以上の海鳥が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4: 1 で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万 のがい以上の海鳥が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4: 1 で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万 のがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4: 1 で 3 万羽以上の水鳥、または 1 万 のがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4: 1 で 3 万羽以上の水鳥、または 1 万 のがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4: 1 で 3 万羽以上の水鳥、または 1 万 のがいようなものもれた関値を超える波り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			基準2:希少種、固有種等が生育・生息している	
基準 4: 特定の種の個体群のうち、相当数の割合の個体数が生息する場合 基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合  ② 「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本 AI : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地 A2: 生息 地域限定種(Restricted-rangespecies)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3: ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地、もしくはその可能性がある生息地、表して、る生物全体 A4i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii : 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii : 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			574 I	
<ul> <li>の個体数が生息する場合</li> <li>基準5:生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合</li> <li>「重要野鳥生息地(IBA)」(日本 Al: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界の保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地名:生息地域限定種(Restricted-rangespecies)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地名:ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物金体</li> <li>A4: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</li> <li>A4ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または1万つがい以上の海鳥が定期のに生息するか、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</li> <li>A4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</li> <li>A4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するが、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するが、または生息すると考えられるサイト</li> <li>A4ii: 1を上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト</li> <li>A4ii: 1をよびと表さられるサイト</li> <li>A4ii: 1をよびと表がと表がとよびと表がとませた。</li> </ul>				
基準 5: 生物の生活史の中で不可欠な地域(採餌場、産卵場等)である場合  ① 「重要野鳥生息地(IBA)」(日本 AI : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地のと数と息している生息地線 B 定 種 (Restricted-range 鳥の会 HP、閲覧: 令和 5年 4名: 生息 地域限定種 (Restricted-range 鳥の会 HP、閲覧: 令和 5年 5年 6元 6元 8年				
場、産卵場等)である場合  「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本 AI : 世界的に絶滅が危惧される種、または全世 界で保護の必要がある種が、定期的・恒常 IN JAPAN 翼が結ぶ重要生 的に多数生息している生息地 A2 : 生 息 地 域 限 定 種 (Restricted-range 鳥の会 HP、閲覧: 令和 5年 species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大 半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
<ul> <li>「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、関覧:令和5年11月)に基づく地域</li> <li>A1: 世界的に絶滅が危惧される種、または全世界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地名2: 生息地域限定種(Restricted-rangespecies)が相当数生息するか、生息している 中部 (Restricted-rangespecies)が相当数生息するか、生息している場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息すると見地、もしくはその可能性がある生息地、それぞれの環境に生きている生物全体名4: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト名4i: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト名4i: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息するか、または生息すると考えられるサイト名4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト名4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト名4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト名4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に大国内で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト</li> </ul>				
野鳥の会 HP、閲覧:令和5年11月)に基づく地域       界で保護の必要がある種が、定期的・恒常的に多数生息している生息地       IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネットワーク」(日本野鳥の会 HP、閲覧:令和5年まりでは、おります。)の会 HP、閲覧:令和5年まりでは、おります。				
A2 : 生息地域限定種(Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地	_			
A2 : 生息地域限定種 (Restricted-range species)が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地 A3 : ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息すると息地、もしくはその可能性がある生息地、をしてはその可能性がある生息地、をしてはその可能性がある生息地、※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体 A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または1万っがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または1万っがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv : 渡りの隆路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
species   が相当数生息するか、生息している可能性がある生息地   A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が 1 つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはその可能性がある生息地   をしてはそのではままたは生息するか、または生息するか、または生息するか。または生息すると考えられるサイト   A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト   A4 ii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト   A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				息地ネットワーク」(日本野
る可能性がある生息地 A3:ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体 A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
A3 : ある 1 種の鳥類の分布域すべてもしくは大 半が 1 つのバイオーム※に含まれている場 合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が 混在して生息する生息地、もしくはその可 能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きてい る生物全体 A4 i : 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の 1% 以上が定期的に生息するか、または生息す ると考えられるサイト A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体 数の 1%以上が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4 ii: 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト A4 iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾 値を超える渡り鳥が定期的に利用するボ トルネックサイト			species) が相当数生息するか、生息してい	11月)
半が1つのバイオーム※に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体  A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4ii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が 混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体 A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体 A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			半が 1 つのバイオーム※に含まれている場	
能性がある生息地 ※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体  A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体 数の1%以上が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト  A4ii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト  A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた関 値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が	
※バイオーム:それぞれの環境に生きている生物全体  A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4iii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			混在して生息する生息地、もしくはその可	
る生物全体 A4i:群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1% 以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii:群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体 数の1%以上が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4ii:1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
A4i: 群れを作る水鳥の生物地理的個体群の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii: 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた関値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			※バイオーム:それぞれの環境に生きてい	
以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 iii : 1 種以上で2万羽以上の水鳥、または1万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト  A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト			2 11 11	
ると考えられるサイト A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
A4 ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体数の 1%以上が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iii : 1 種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、または生息すると考えられるサイト A4 iv : 渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
数の 1%以上が定期的に生息するか、また は生息すると考えられるサイト A4iii: 1種以上で 2 万羽以上の水鳥、または 1 万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト A4iv: 渡りの隘路にあたる場所で、定められた関 値を超える渡り鳥が定期的に利用するボ トルネックサイト			• / - / - /	
は生息すると考えられるサイト A4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾 値を超える渡り鳥が定期的に利用するボ トルネックサイト			A4ii : 群れを作る海鳥または陸鳥の世界の個体	
A4ii: 1種以上で2万羽以上の水鳥、または1万 つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾 値を超える渡り鳥が定期的に利用するボ トルネックサイト				
つがい以上の海鳥が定期的に生息するか、 または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾 値を超える渡り鳥が定期的に利用するボ トルネックサイト				
または生息すると考えられるサイト A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
A4iv:渡りの隘路にあたる場所で、定められた閾値を超える渡り鳥が定期的に利用するボトルネックサイト				
値を超える渡り鳥が定期的に利用するボ トルネックサイト				
トルネックサイト				
				F
8 「生物多様性保全の鍵になる重 危機性 : IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 「Key Biodiversity Area	_			-
要な地域(KBA)」(コンサベーシ (CR、EN、VU)に分類された種が生息 生物多様性保全の鍵になる				
ョン・インターナショナル・ジャ /生育する 重要な地域」(コンサベー		-		. –
パン HP、閲覧:令和 5 年 11 月)   非代替性:a) 限られた範囲にのみ分布している   ション・インターナショナ		ハン HP、閲覧: 令和 5 年 11 月)		-
種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範 ル・ジャパン HP、閲覧:				
囲に分布するが特定の場所に集中し令和5年11月)				· ·
ている種が生息/生育する、c) 世界				
的にみて個体が一時的に集中する重要な場合。				
要な場所、d)世界的にみて顕著な個				
体の繁殖地、e) バイオリージョンに			•	
限定される種群が生息/生育する			限定される種群が生息/生育する	

#### 表 3.1-25(3) 注目すべき生息地の選定基準

		選定基準	文献その他の資料
9	「青森県ふるさとの森と川と	大畑川流域ふるさとの森と川と海保全地域	「青森県ふるさとの森
	海の保全及び創造に関する条	五戸川流域ふるさとの森と川と海保全地域	と川と海の保全及び創
	例」(平成 13 年青森県条例第 71	奥入瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域	造に関する条例」(青森
	号)による保全地域	追良瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域	県 HP、閲覧:令和5年
		赤石川流域ふるさとの森と川と海保全地域	11月)
		川内川流域ふるさとの森と川と海保全地域	青森県県土整備部への
		高瀬川流域ふるさとの森と川と海保全地域	ヒアリング (実施:令和
		馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域	3年8月)
		新井田川流域ふるさとの森と川と海保全地域	
		岩木川流域ふるさとの森と川と海保全地域	

#### 表 3.1-26 注目すべき生息地

名称	選定基準	区分
十和田鳥獣保護区	「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正:令和4年6月17日)	鳥獣保護区
白神八甲田緑の回廊	緑の回廊	野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心にネットワークを形成する区域
十和田・八甲田	重要野鳥生息地(IBA)	A3 (バイオーム限定種):ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム(それぞれの環境に生きている生物全体)に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地
十和田	生物多様性の保全の鍵に なる重要な地域 (KBA)	危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種(CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する 非代替性: a)限られた範囲にのみ分布している種(RR)が生息/生育する、b)広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e)バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する
ふるさとの森と川と 海保全地域	青森県ふるさとの森と川 と海の保全及び創造に関 する条例	保全地域

注:重要野生生息地 (IBA) の基準 A3 については、「IMPORTANT BIRD AREAS IN JAPAN 翼が結ぶ重要生息地ネット ワーク」 (日本野鳥の会 HP、閲覧:令和5年11月) に以下の注釈が記載されている。

"この基準は、他の A1、A2 及び A4 ほど明確な基準ではないが、IBA が世界の全ての鳥類の生息を保証するために設定された基準であることを考えれば、重要な選定基準のひとつである。しかしながら、日本に適用されるバイオーム種のリストはごく普通に観察される種を数多く含んでおり、選定には慎重を要する。"

「令和5年度鳥獣保護区等位置図」(青森県 HP、閲覧:令和5年11月)

「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第6次国有林野施業実施計画図」(東北森林管理局、令和元年)「重要野鳥生息地(IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧: 令和 5 年 11 月)

「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン HP、 閲覧:令和 5 年 11 月)

「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(青森県 HP、閲覧:令和5年11月) 青森県県土整備部へのヒアリング(実施:令和3年8月)

より作成

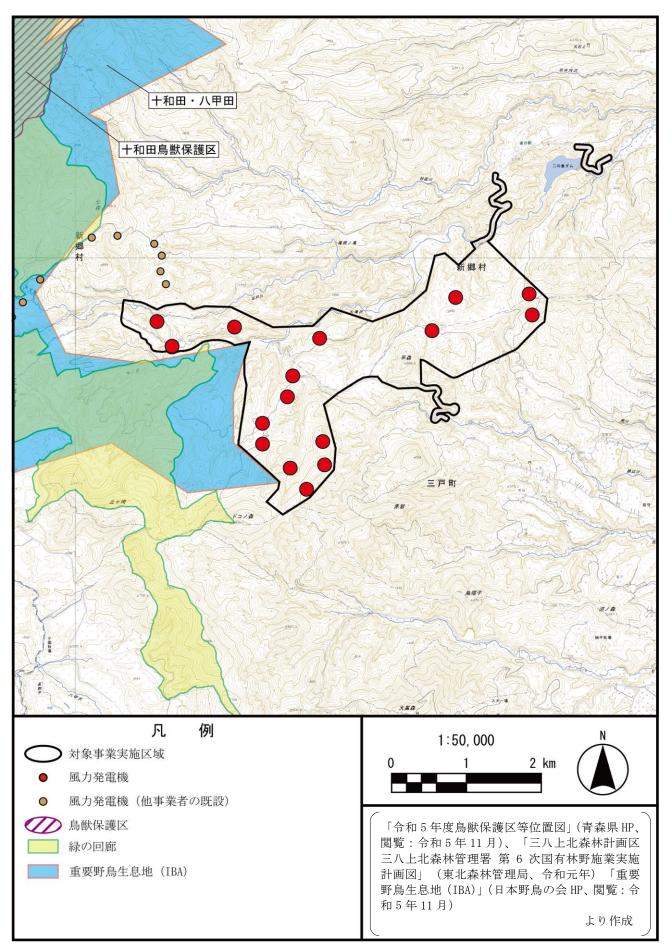


図 3.1-25(1) 動物の注目すべき生息地

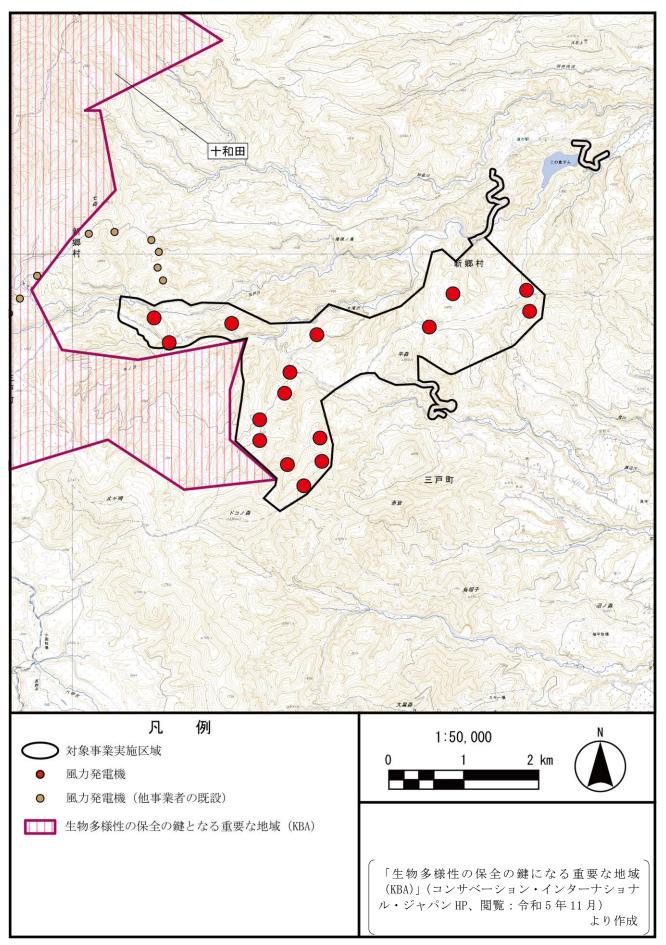


図 3.1-25(2) 動物の注目すべき生息地

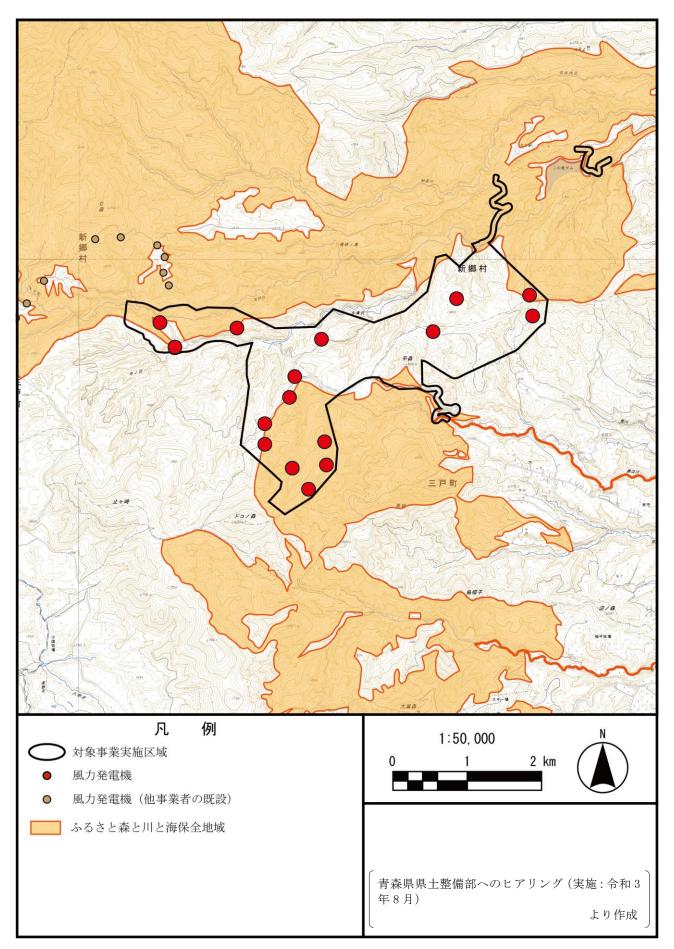


図 3.1-25(3) 動物の注目すべき生息地

## 2. 植物の生育及び植生の状況

植物の生育及び植生の状況は、当該地域の自然特性を勘案し、対象事業実施区域及びその周囲を対象に、文献その他の資料(「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020年版)-」(青森県、令和2年)等)により整理した。

対象事業実施区域及びその周囲における確認種を抽出した文献その他資料による調査範囲は、表 3.1-27 のとおりである。

表 3.1-27 文献その他の資料による調査範囲(植物)

文献その他の資料名	調査範囲
「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(青森県、昭和54年)	図面範囲内の特定
「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(秋田県、昭和54年)	植物群落の出現種
「日本の重要な植物群落Ⅱ東北版 1」(環境庁、昭和 63 年)	
「青森県の希少な野生生物-青森県レッドデータブック(2020 年版)-」(青森県、 令和 2 年)	新郷村、三戸町、田 子町、十和田市
「新郷村史」 (新郷村史編纂委員会、平成元年)	新郷村
「十和田市史」(十和田市、昭和 51 年)	十和田市
「十和田湖町史 上巻」(十和田湖町、平成16年)	旧十和田湖町
「北東北維管束植物分布図」(秋田植生研究会、平成 29 年)	新郷村、三戸町、田 子町、十和田市

### (1)植物相の概要

対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要を表 3.1-28 のとおり整理した。維管束植物 (シダ植物及び種子植物) 1,105 種(亜種、変種、品種及び雑種を含む。) が確認されている。

表 3.1-28 植物相の概要

		主な確認種
	 シダ植物	ヒカゲノカズラ、スギナ、ゼンマイ、ヤマソテツ、イヌシダ、ミヤマワラビ、
		クサソテツ、シシガシラ、サトメシダ、リョウメンシダ等
		(73 種)
	裸子植物	アカマツ、キタゴヨウ、クロマツ、ヒノキ、スギ、ハイイヌガヤ等
		(20 種)
被		ジュンサイ、フタリシズカ、ドクダミ、コブシ、オオバクロモジ等
子		(18 種)
植	単子葉植物	ザゼンソウ、オモダカ、ショウジョウバカマ、カタクリ、シュンラン、マイ
物		ヅルソウ、ナガエミクリ、イグサ、ススキ、チシマザサ等
		(282 種)
	真正双子葉類	ミツバアケビ、シラネアオイ、エゾユズリハ、ユキノシタ、ハリエンジュ、
		オオヤマザクラ、ミズナラ、ヤマハンノキ、ドロヤナギ、スミレ、オトギリ
		ソウ、ミソハギ、ヤマモミジ、スイバ、スベリヒユ、ツルリンドウ、カキド
		オシ、ヒメジョオン、ヤブニンジン、ガマズミ、タニウツギ等
		(712 種)
	合 計	1, 105 種

#### (2)植生の概要

対象事業実施区域及びその周囲の現存植生図は図 3. 1-26、凡例は表 3. 1-29 のとおりである。 対象事業実施区域及びその周囲には、「ブナクラス域代償植生」のブナーミズナラ群落やコナラ群落 (V)、アカマツ群落 (V)、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林やカラマツ植林等が広く分布している。北西側の十和田山周辺や南側のドコノ森の周辺には、「コケモモートウヒクラス域自然植生」のササーダケカンバ群落や「ブナクラス域自然植生」のチシマザサーブナ群団、ササ群落 (IV)等の自然植生が分布し、東側の河川沿いには「植林地、耕作地植生」の水田雑草群落や畑雑草群落、「その他」の市街地等が分布している。そのほか、「ブナクラス域代償植生」のススキ群団 (V)や伐採跡地群落 (V)、「植林地、耕作地植生」の牧草地等が分布している。

対象事業実施区域内には、「ブナクラス域自然植生」のチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、「ブナクラス域代償植生」のブナーミズナラ群落、オオバクロモジーミズナラ群集、コナラ群落(V)、アカマツ群落(V)、「植林地、耕作地植生」のスギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林、牧草地等が分布している。

各植生の植生自然度については表 3.1-30、植生自然度の分布は図 3.1-27 のとおりである。 対象事業実施区域内のほとんどを植生自然度 6 及び植生自然度 8 が占める。その他、植生自然 度 2 及び植生自然度 7 が点在し、対象事業実施区域北側と南側の一部に植生自然度 9 が存在し ている。植生自然度 10 は北西側の山地帯に分布するが、対象事業実施区域内には存在していな い。

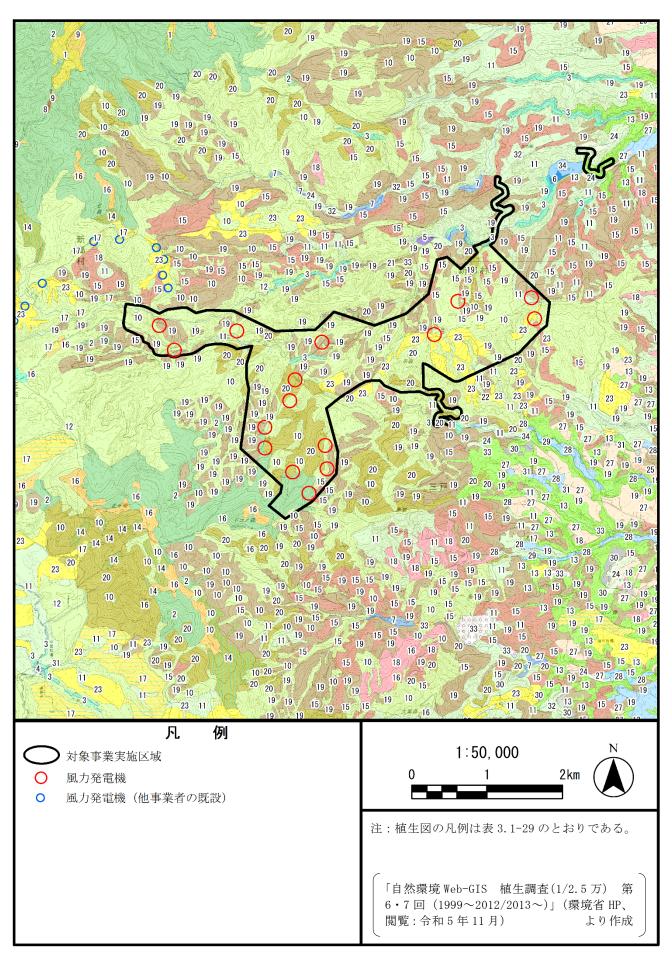


図 3.1-26(1) 文献その他の資料調査による現存植生図(全体)

表 3.1-29 文献その他の資料調査による現存植生図(凡例)

植生区分	図中N	0.	群落名	統一凡例 No.	植生 自然度
コケモモートウヒクラス域自然植生		1	ササーダケカンバ群落	060107	9
ブナクラス域自然植生		2	チシマザサーブナ群団	110100	9
		3	ジュウモンジシダーサワグルミ群集	160101	9
		4	ハルニレ群落	160300	9
		5	ヤチダモ群落	170100	9
		6	ヤナギ低木群落 (IV)	180200	9
		7	ヤマハンノキ群落	180400	9
		8	ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団	190100	9
		9	ササ群落 (IV)	210100	10
ブナクラス域代償植生		10	ブナーミズナラ群落	220100	8
		11	オオバクロモジーミズナラ群集	220103	7
		12	ブナ二次林	220104	8
		13	コナラ群落 (V)	220500	7
		14	ダケカンバ群落 (V)	221400	7
		15	アカマツ群落 (V)	230100	7
		16	ササ群落 (V)	250100	5
		17	ススキ群団 (V)	250200	5
		18	伐採跡地群落 (V)	260000	4
植林地、耕作地植生		19	スギ・ヒノキ・サワラ植林	540100	6
		20	カラマツ植林	540700	6
		21	ニセアカシア群落	540902	3
		22	ゴルフ場・芝地	560100	4
		23	牧草地	560200	2
		24	路傍・空地雑草群落	570100	4
		25	放棄畑雑草群落	570101	4
		26	果樹園	570200	3
		27	畑雑草群落	570300	2
		28	水田雑草群落	570400	2
		29	放棄水田雑草群落	570500	4
その他		30	市街地	580100	1
		31	緑の多い住宅地	580101	2
		32	残存・植栽樹群をもった公園、墓地等	580200	3
		33	造成地	580400	1
		34	開放水域	580600	_

注:1. 図中 No. は図 3.1-26 の現存植生図内の番号に対応する。

<sup>2.</sup> 統一凡例 No. とは、「自然環境 Web-GIS 植生調査 (1/2.5万) 第6・7回 (1999~2012/2013~)」(環境省 HP、閲覧: 令和5年11月)の1/25,000植生図に示される6桁の環境省統一凡例番号(凡例コード)である。

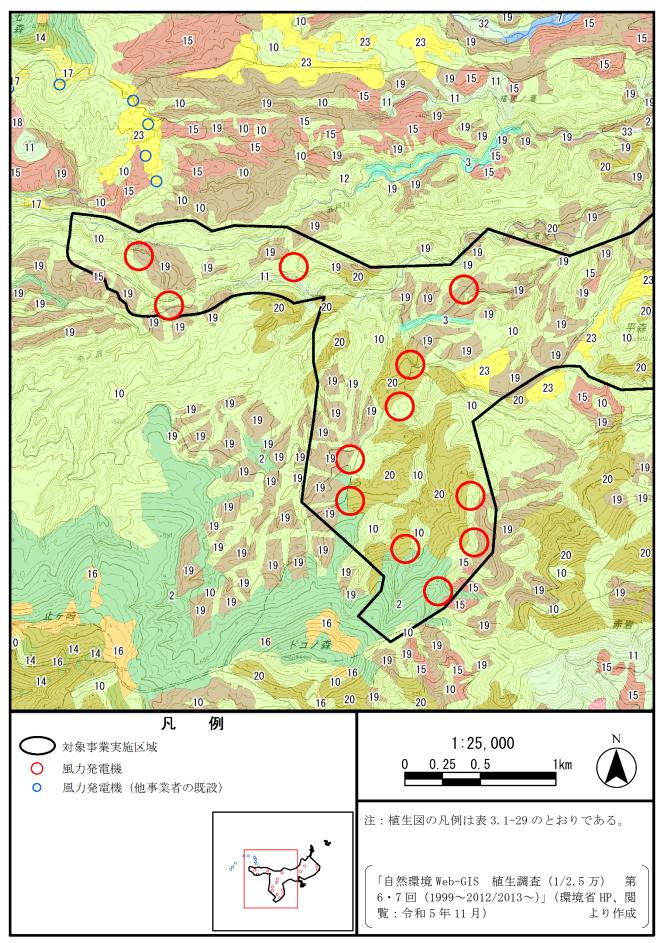


図 3.1-26(2) 文献その他の資料調査による現存植生図(拡大図 1)

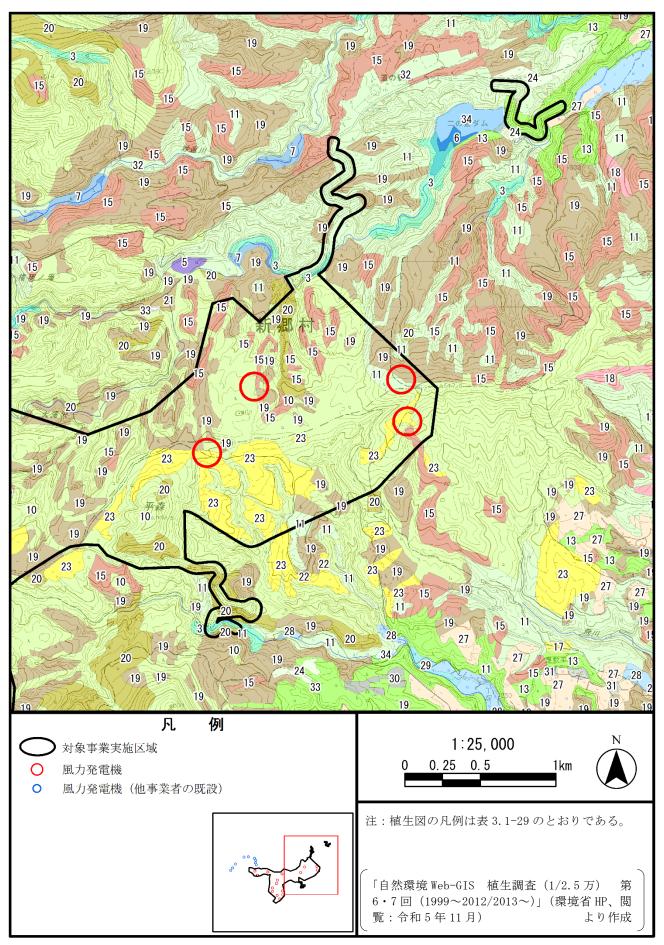


図 3.1-26(3) 文献その他の資料調査による現存植生図(拡大図 2)

# 表 3.1-30 植生区分の概要

植生自然度	植生区分
10	ササ群落 (N)
9	ササーダケカンバ群落、チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ハルニレ群落、
	ヤチダモ群落、ヤナギ低木群落(IV)、ヤマハンノキ群落、ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団
8	ブナーミズナラ群落、ブナ二次林
7	オオバクロモジーミズナラ群集、コナラ群落 (V)、ダケカンバ群落 (V)、アカマツ群落 (V)
6	スギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林
5	ササ群落 (V)、ススキ群団 (V)
4	伐採跡地群落(V)、ゴルフ場・芝地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、放棄水田雑草群落
3	ニセアカシア群落、果樹園、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
2	牧草地、畑雑草群落、水田雑草群落、緑の多い住宅地
1	市街地、造成地

注:開放水域は含めない。

[「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)より作成]

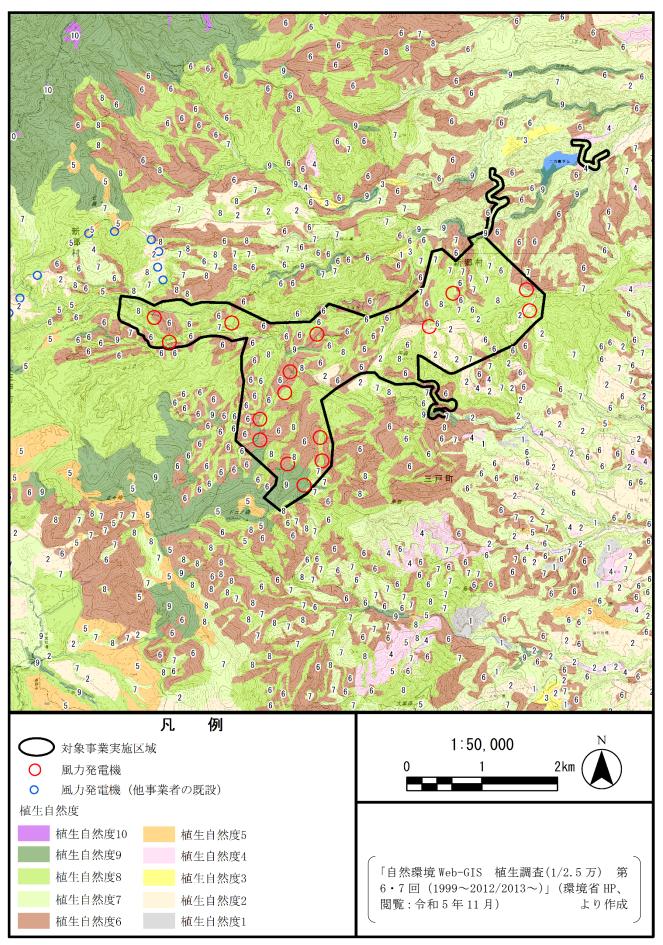


図 3.1-27(1) 文献その他の資料調査による植生自然度(全体)

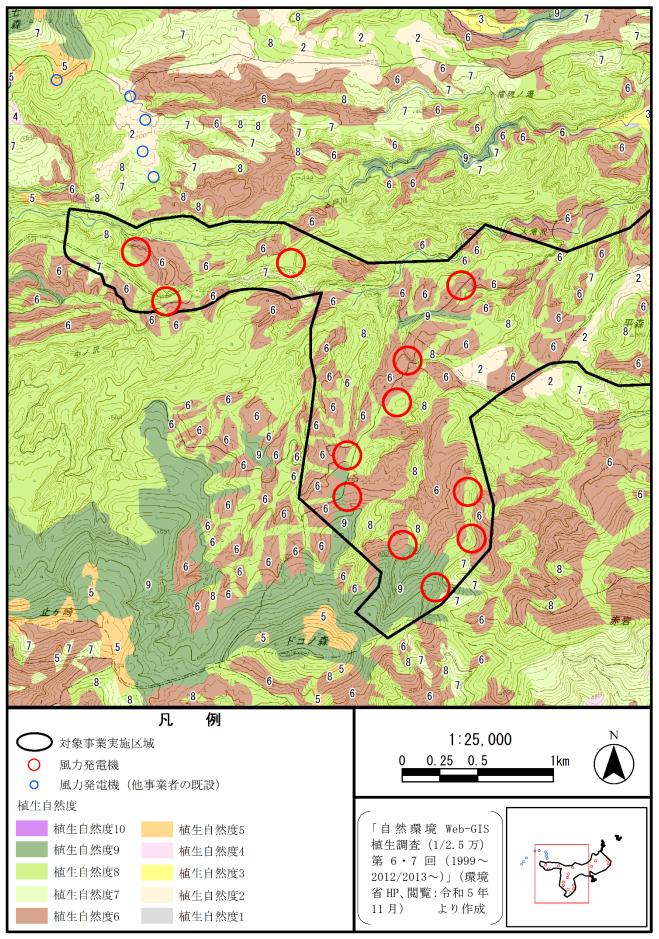


図 3.1-27(2) 文献その他の資料調査による植生自然度(拡大1)

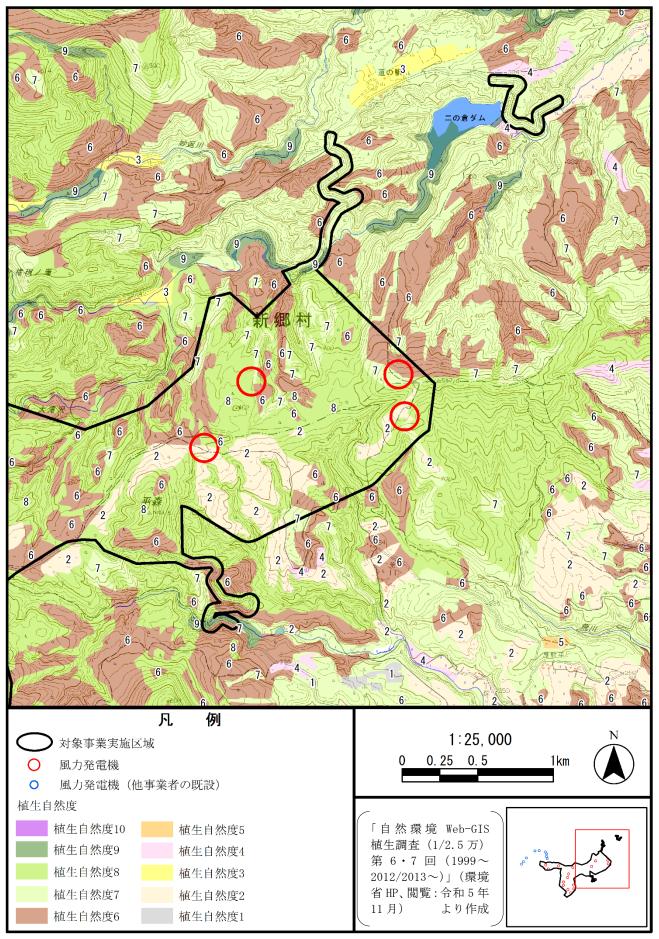


図 3.1-27(3) 文献その他の資料調査による植生自然度(拡大2)

# (3)植物の重要な種及び重要な群落

植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準は、表 3.1-31 のとおりである。

表 3.1-31(1) 植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

		選定基準	文献その他の資料	重要 な種	重要な 群落
1	「文化財保護法」(昭和25年 法律第214号、最終改正: 令和4年6月17日)、「青森 県文化財保護条例」(昭和50 年条例第46号)、「三戸町文 化財保護条例」(昭和47年 条例第17号)、「田子町文化 財保護条例」(昭和62年条 例第39号)、「十和田市文化 財保護条例」(平成17年条 例第113号) に基づく天然 記念物	特天:特別天然記念物 国天:国指定天然記念物 県天:青森県指定天然記念物 市天:十和田市指定天然記念物 三天:三戸町指定天然記念物 田天:田子町指定天然記念物 村天:新郷村指定天然記念物	「国指定文化財等データベース」(文化庁 HP、閲覧:令和5年11月)、「あおもりの文化財」(青森県 HP、閲覧:令和5年11月)、「歴史・文化」(三戸町 HP、令和5年11月)、「文化財」(田子町 HP、閲覧:令和5年11月)、「十和田市の文化財」(十和田市 HP、閲覧:令和5年11月)	0	0
2	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号、最終改正:令和4年6月17日)及び「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号、最終改正:令和5年2月3日)に基づく国内希少野生動植物種等	国内:国内希少野生動植物種 緊急:緊急指定種	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令」(平成5年政令第17号、最終改正:令和5年2月3日)	0	
	「環境省レッドリスト 2020」(環境省、令和 2 年)の掲載種	EX:絶滅・・・我が国ではすでに絶滅したと考えられる種 EW:野生絶滅・・・飼育・栽培下でのみ存続している種 CR+EN:絶滅危惧 I 類・・・絶滅の危機に瀕した圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもにのおける野生での絶滅の危険性が極めている野生での絶滅の危険性が極めいるの EN:絶滅危惧 I B 類・・・I A 類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険が増大しのが引き続き作用する場合、している種(現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将では強減危惧 I 類」のカテゴリーに移行することが確実と考えられるもの) NT:準絶滅危惧・・・存続基盤が脆弱な種(現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種) DD:情報不足・・・評価するだけの情報が不足している種 LP:絶滅のおそれのある地域個体群・・・地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの	「環境省報道発表資料環境省 レッドリスト 2020 の公表に ついて」(環境省 HP、閲覧:令 和5年11月)	0	

# 表 3.1-31(2) 植物の重要な種及び重要な植物群落の選定基準

		選定基準	文献その他の資料	重要 な種	重要な 群落
4	「青森県の希少な野生生物 ー青森県レッドデータブック(2020年版)ー」(青森県、 令和2年)の掲載種	EX: 絶滅野生生物・・・県内では、すでに絶滅したと考えられる野生生物 A: 最重要希少野生生物・・・県内では、絶滅の危機に瀕している野生生物 B: 重要希少野生生物・・・県内では、絶滅の危機が増大している野生生物 C: 希少野生生物・・・県内では、生息・生育を存続する基盤が脆弱な野生生物 D: 要調査野生生物・・・県内では、生息・生育情報が不足している野生生物 LP: 地域限定希少野生生物・・・県内では、地域内に孤立している個体群で、地域レベルでの絶滅のおそれが高い野生生物	「青森県の希少な野生生物ー 青森県レッドデータブック (2020年版)ー」(青森県、令 和2年)	0	
\$	「第2回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年)、「第3回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁、昭和63年)、「第5回自然環境保全基礎調査特定植物群落調査報告書」(環境庁、平成12年)に掲載されている特定植物群落	A:原生林もしくはそれに近い自然林 B:国内若干地域に分布するが、極めて稀な植物群落または個体群 C:比較的普通に見られるものであっても、南限・北限・隔離分布等分布限界になる産地に見られる植物群落または個体群 D:砂丘、断崖地、塩沼地、湖沼、河川、湿地、高山、石灰岩地等の特殊な立地に特有な植物群落または個体群で、その群落の特徴が典型的なもの E:郷土景観を代表する植物群落で、特にその群落の特徴が典型的なもの F:過去において人工的に植栽されたことが明らかな森林であっても、長期にわたって伐採等の手が入っていないものG:乱獲、その他人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群 H:その他、学術上重要な植物群落	「第2回自然環境保全基礎調查 特定植物群落調查報告書」 (環境庁、昭和54年) 「第3回自然環境保全基礎調查 特定植物群落調查報告書 全国版」(環境庁、昭和63年) 「第5回自然環境保全基礎調查 特定植物群落調查報告書」 (環境庁、平成12年)		0
6	「植物群落レッドデータ・ ブック」(NACS — J,WWF Japan、平成8年)に掲載さ れている植物群落	4: 緊急に対策必要 3:対策必要 2:破壊の危惧 1:要注意	「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)		0
7	「1/2.5 万植生図を基にした植生自然度について」(環境省、平成28年)に掲載の植生自然度10及び植生自然度9の植生	植生自然度 10:自然草原(高山ハイデ、風 衝草原、自然草原等、自然 植生のうち単層の植物社 会を形成する地区) 植生自然度 9:自然林(エゾマツートドマ ツ群集、ブナ群落等、自然 植生のうち低木林、高木林 の植物社会を形成する地 区)	「1/2.5 万植生図を基にした 植生自然度について」(環境 省、平成28年)		0

# ① 重要な種

植物の重要な種は「(1)植物相の概要」で確認されている種について、表 3.1-31 に示す法令や規制等の選定基準に基づき、学術上又は希少性の観点から選定した。その結果、表 3.1-32のとおり、重要な種は 35 科 65 種が確認されている。

表 3.1-32(1) 文献その他の資料による植物の重要な種

N	八柘	科名	任力		重要種選	軽定基準	
No.	分類	件名	種名	1	2	3	4
1	シダ植物	ミズニラ	ミズニラ			NT	С
2		サンショウモ	サンショウモ			VU	В
3		メシダ	コウライイヌワラビ			VU	С
4	被子植物	スイレン	ネムロコウホネ			VU	A
5	被子植物	オモダカ	アギナシ			NT	В
6	単子葉植物	トチカガミ	スブタ			VU	
7			トチカガミ			NT	A
8		シバナ	ホソバノシバナ			VU	A
9		ヒルムシロ	リュウノヒゲモ			NT	В
10		ラン	エビネ			NT	С
11			ナツエビネ			VU	В
12			サルメンエビネ			VU	A
13			キンラン			VU	В
14			クマガイソウ			VU	В
15			アツモリソウ		国内	VU	A
16			ヤチラン			EN	A
17			トキソウ			NT	В
18		ススキノキ	ノカンゾウ				С
19		ミズアオイ	ミズアオイ			NT	D
20		ガマ	タマミクリ			NT	В
21			ナガエミクリ			NT	С
22		カヤツリグサ	ミチノクホタルイ				С
23		イネ	エゾカモジグサ				A
24	被子植物	キンポウゲ	アズマレイジンソウ				В
25	真正双子葉類		ミチノクフクジュソウ			NT	В
26			フクジュソウ				В
27			オキナグサ			VU	A
28			オオウマノアシガタ				С
29			イトキンポウゲ			NT	-
30		ボタン	ヤマシャクヤク			NT	В
31		スグリ	ヤシャビシャク			NT	С
32		タコノアシ	タコノアシ			NT	С
33		イラクサ	トキホコリ			VU	
34		バラ	シロバナノヘビイチゴ				В
35			ヒロハノカワラサイコ			VU	С
36			ミチノクナシ			EN	В
37			オオタカネバラ				В
38		, , , , , , , , ,	サナギイチゴ			VU	-
39		トウダイグサ	ノウルシ			NT	С
40		2	シナノタイゲキ			7.77.7	С
41		タデ	ヒメタデ			VU	
42			ヤナギヌカボ			VU	A
43			ナガバノウナギツカミ			NT	C
44		1 1	ノダイオウ			VU	С
45		ナデシコ	タチハコベ	<u> </u>		VU	С

表 3.1-32(2) 文献その他の資料による植物の重要な種

No	八本五	TV b	種名	重要種選定基準			
No.	分類	科名		1	2	3	4
46	被子植物	ヒユ	ミドリアカザ			CR	A
47	真正双子葉類	サクラソウ	ヒナザクラ				В
48			サクラソウ			NT	A
49			イワザクラ			NT	
50		リンドウ	イヌセンブリ			VU	
51		ヒルガオ	マメダオシ			CR	
52		ムラサキ	ムラサキ			EN	A
53		オオバコ	イヌノフグリ			VU	
54		シソ	テイネニガクサ			NT	С
55		キキョウ	キキョウ			VU	В
56		ミツガシワ	アサザ			NT	В
57		キク	フジバカマ			NT	
58			カワラニガナ			NT	
59			コオニタビラコ				D
60			アキノハハコグサ			EN	A
61			オナモミ			VU	
62		セリ	ヌマゼリ			VU	
63		スイカズラ	リンネソウ				В
64			ケヨノミ				A
65			カノコソウ				В
合計		35 科	65 種	0種	1種	51 種	51 種

注:1. 種名及び配列については原則として、「河川水辺の国勢調査のための生物リスト 令和2年度生物リスト」(河川環境データベース 国土交通省、令和2年)に準拠した。

<sup>2.</sup> 選定基準は表 3.1-31 参照

## ② 重要な群落

重要な群落は、選定基準とした表 3.1-31 の文献その他の資料に掲載されているものとした。

対象事業実施区域及びその周囲に存在している特定植物群落としては、選定基準⑤の「第2回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書」(環境庁、昭和54年)、「第3回自然環境保全基礎調査 特定植物群落調査報告書全国版」(環境庁、昭和63年)及び選定基準⑥の「植物群落レッドデータ・ブック」(NACS-J, WWF Japan、平成8年)より整理した。その結果、表3.1-33及び図3.1-28のとおり、3件の特定植物群落が確認されているが、いずれも対象事業実施区域には分布していない。

また、重要な群落として植生自然度 10 及び植生自然度 9 に該当する植生についても抽出した。1/2.5 万植生図の統一凡例に対応する植生自然度は表 3.1-34 のとおりである。

対象事業実施区域においては、植生自然度9のチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集が存在する。

	仪 0.100 主女 4 恒 70 件 20 代			
所在地	名称	選定基準		
7月11年4世		5	6	
新郷村、三戸町	迷ヶ岱のトチーサワグルミ林	Н	_	
三戸町	三戸町のオクチョウジザクラ	G	3*1	
鹿角市	北野のシラカバ林	С、Н	1*2	

表 3.1-33 重要な植物群落 (特定植物群落)

注:1. 選定基準は表 3.1-31 参照

2. 表中の※については以下のとおりである。

※1: オクチョウジザクラ群落で掲載 ※2: シラカンバ群落(大湯北野)で掲載

表 3.1-34 重要な植物群落(植生自然度)

選定基準	<b>拉</b> 化 豆 八	1/0 5 军技化网 结,几例		
7	植生区分	1/2.5 万植生図 統一凡例		
植生自然度 10	ブナクラス域自然植生	ササ群落 (IV)		
植生自然度 9	コケモモートウヒクラス域自然植生	ササーダケカンバ群落		
	ブナクラス域自然植生	チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群		
		集、ハルニレ群落、ヤチダモ群落、ヤナギ低木群落(IV)、		
		ヤマハンノキ群落、ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団		

注:1. 選定基準は表 3.1-31 参照

2. 植生区分及び統一凡例は、現存植生図の凡例 (表 3.1-29) による。

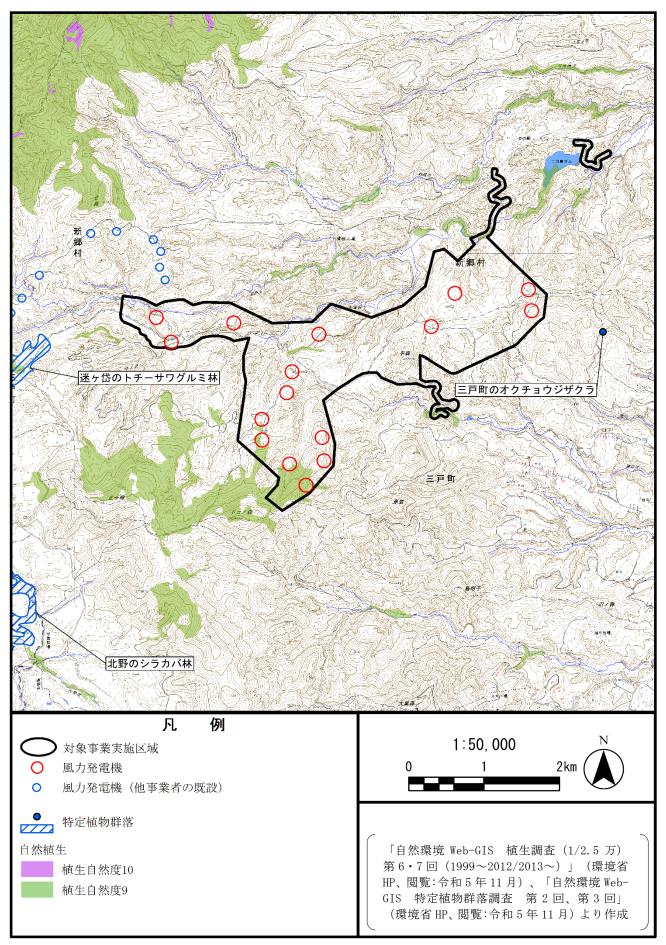


図 3.1-28 重要な植物群落の分布位置

## (4) 巨樹・巨木林・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における天然記念物は、表 3.1-35 及び図 3.1-29 のとおりである。

田子町役場へのヒアリング(実施:令和3年8月)によると、対象事業実施区域及びその周囲には、1件の植物に係る天然記念物が分布している。

なお、対象事業実施区域及びその周囲には、巨樹・巨木林は確認されていない。

表 3.1-35 対象事業実施区域及びその周囲の天然記念物

指定	名称	所在地	備考
町	蛇王の松	田子町	_

[田子町役場へのヒアリング (実施:令和3年8月)より作成]

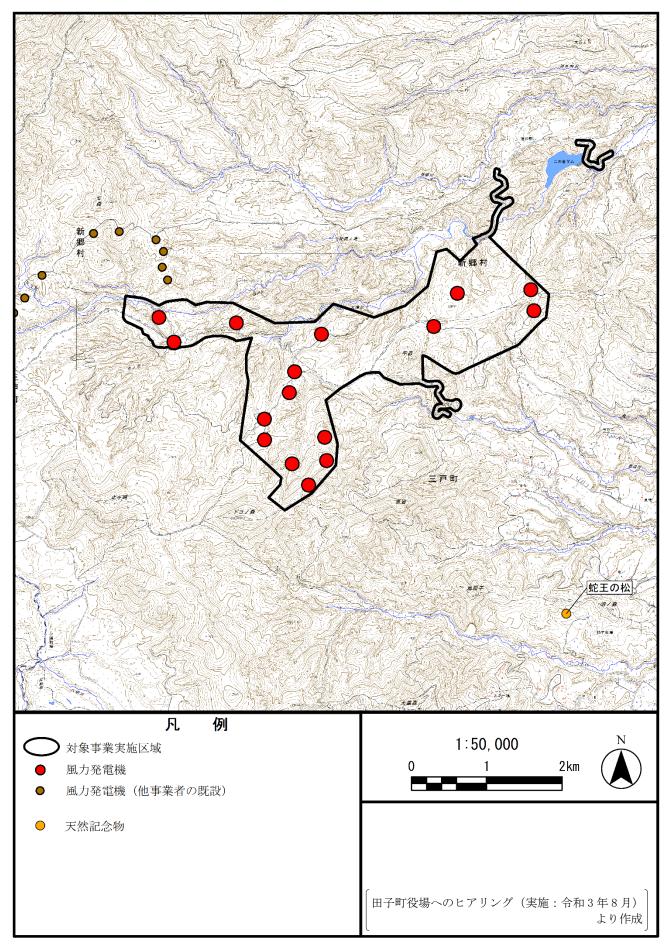


図 3.1-29 天然記念物の位置

### 3. 生態系の状況

動物、植物、地形等の文献、その他の資料を基に、対象事業実施区域及びその周囲の生態系を整理した。

### (1)環境類型区分

対象事業実施区域及びその周囲の環境は、地形及び植生の状況から表 3.1-36 及び図 3.1-30 のとおり、亜高山、自然林、二次林、植林地、草原・低木林、耕作地等、河辺、市街地等、河川・湖沼の9つの環境類型に区分される。

対象事業実施区域の環境類型区分は、主に二次林、植林地及び耕作地等によって構成されて おり、対象事業実施区域の南側及び北側の一部に自然林が分布している。

主な地形 No. 環境類型区分 植生区分 1 亜高山 火山地 ササーダケカンバ群落 チシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ハル 2 自然林 火山地 山地 ニレ群落、ヤチダモ群落 台地 3 二次林 ブナーミズナラ群落、オオバクロモジーミズナラ群集、ブナ二次林、 低地 コナラ群落(V)、ダケカンバ群落(V)、アカマツ群落(V) 4 植林地 スギ・ヒノキ・サワラ植林、カラマツ植林、ニセアカシア群落 5 草原·低木林 ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団、ササ群落 (IV)、ササ群落 (V)、ススキ群団 (V)、伐採跡地群落 (V) 耕作地等 ゴルフ場・芝地、牧草地、路傍・空地雑草群落、放棄畑雑草群落、 6 果樹園、畑雑草群落、水田雑草群落、放棄水田雑草群落 ヤナギ低木群落(IV)、ヤマハンノキ群落 7 河辺 8 市街地等 市街地、緑の多い住宅地、残存・植栽樹群をもった公園、墓地等、 造成地 河川・湖沼 低地 開放水域

表 3.1-36 環境類型区分の概要

注:植生区分は現存植生図の凡例(表3.1-29)による。

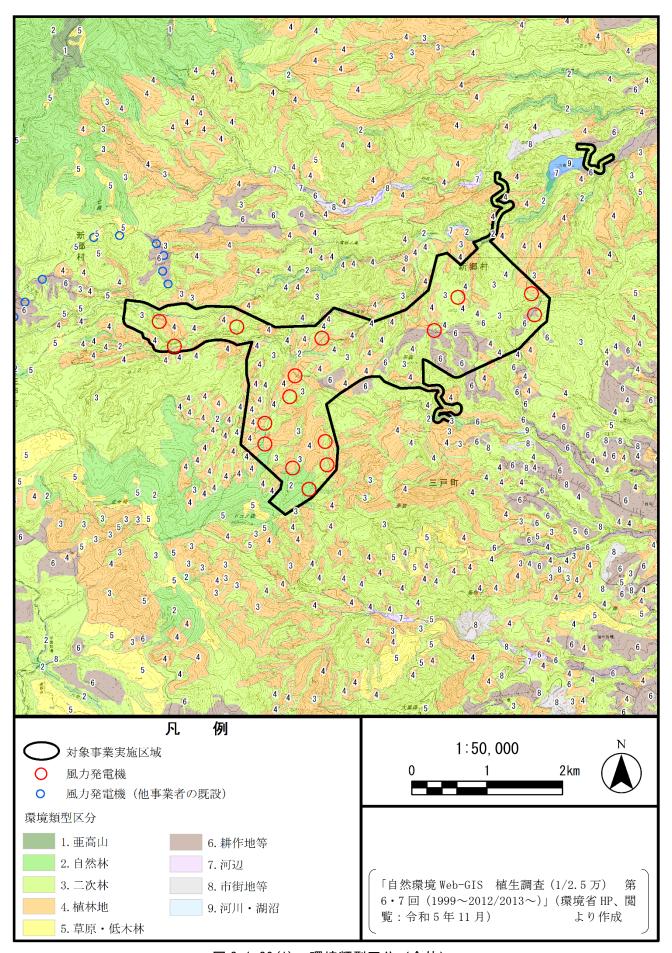


図 3.1-30(1) 環境類型区分(全体)

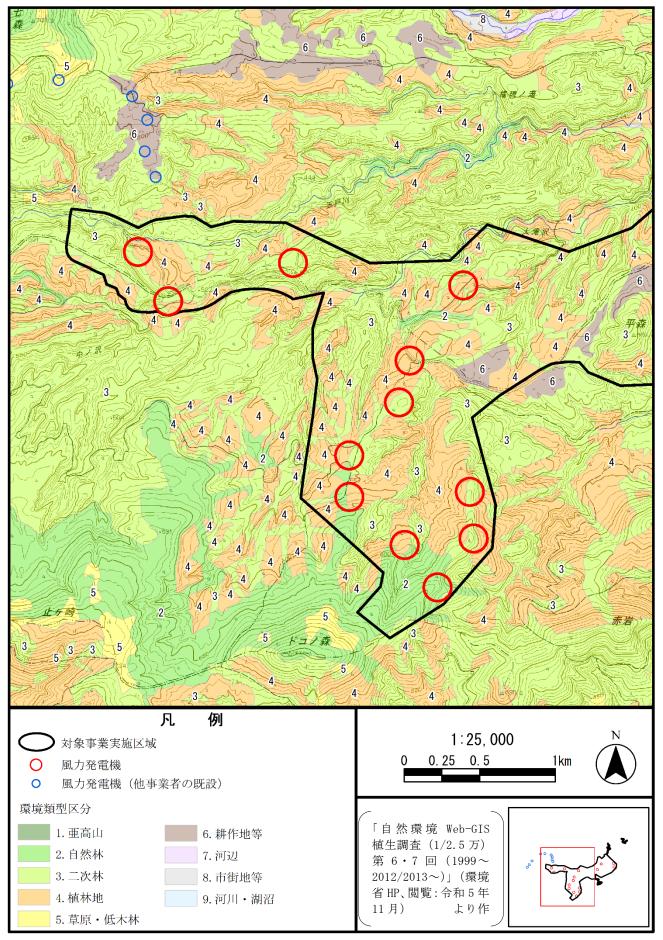


図 3.1-30(2) 環境類型区分(拡大1)

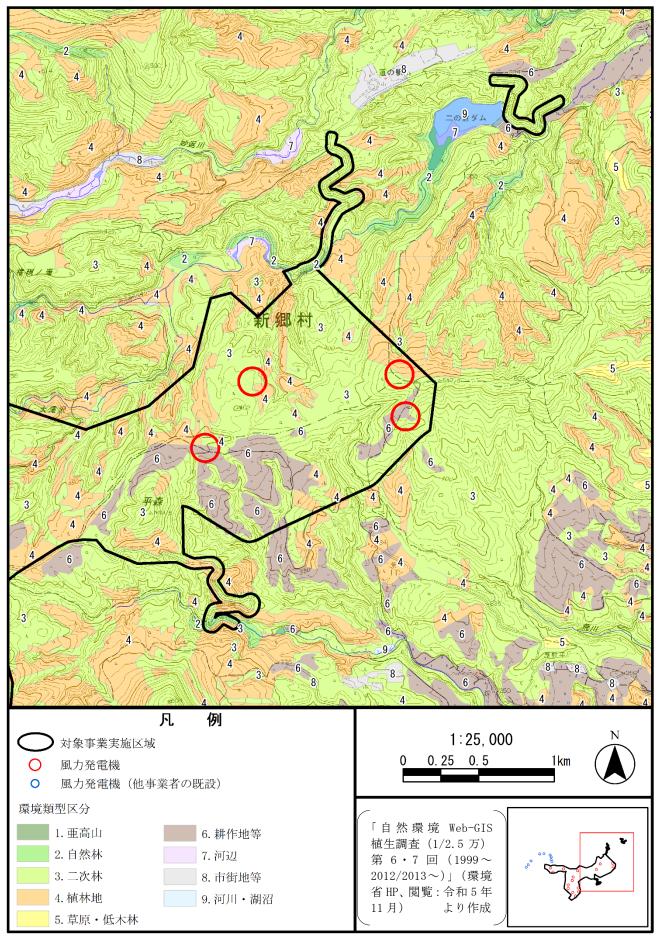


図 3.1-30(3) 環境類型区分(拡大 2)

#### (2) 生態系の概要

地域の生態系(動植物群)を総合的に把握するために、文献その他の資料により確認されている対象事業実施区域及びその周囲の環境及び生物種より、生物とその生息・生育環境の関わり、また、生物相互の関係について代表的な生物種等を選定し、食物連鎖の概要として整理した。食物連鎖模式図は図3.1-31のとおりである。

対象事業実施区域及びその周囲は主にササーダケカンバ群落等の亜高山植生、チシマザサーブナ群団等の自然林、ブナーミズナラ群落等の二次林、スギ・ヒノキ・サワラ植林等の植林地、ササ群落 (IV) 等の草原・低木林、ヤマハンノキ群落等の河辺、牧草地、水田雑草群落等の耕作地等といった樹林、草地環境が広がっている。

陸域の生態系では、チシマザサーブナ群団、ブナーミズナラ群落、スギ・ヒノキ・サワラ植林、ササ群落(IV)、ヤマハンノキ群落、牧草地、水田雑草群落等に生育する植物を生産者として、第一次消費者としてはセミ類やガ類、バッタ類やチョウ類等の草食性の昆虫類や、ノウサギ、ムササビ等の草食性の哺乳類が、第二次消費者としてはオサムシ類やトンボ類、カマキリ類等の肉食性昆虫類等が存在する。また、第三次消費者としてはヒメネズミ、アカネズミ等の哺乳類やキビタキ等の鳥類、シュレーゲルアオガエル等の両生類、ニホンカナヘビ等の爬虫類が、第四次消費者としてはイタチ等の哺乳類、モズ等の鳥類、シマヘビ等の爬虫類が存在すると考えられる。さらに、低次消費者を餌とする高次消費者として、キツネ等の中型哺乳類やノスリ等の猛禽類が存在すると考えられる。

河川・湖沼の水域の生態系では、付着藻類等を生産者として、第一次消費者である底生動物が、カジカガエル等の両生類やウグイ等の魚類に捕食される。さらに、これらを餌とするアオサギ等の鳥類が存在すると考えられる。

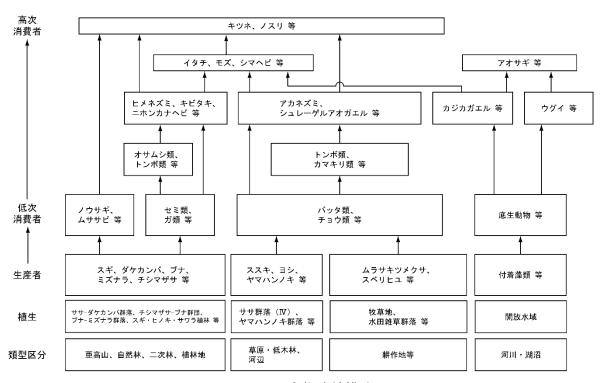


図 3.1-31 食物連鎖模式図

## (3) 重要な自然環境のまとまりの場

対象事業実施区域及びその周囲の自然環境について、重要な自然環境のまとまりの場の抽出を行った。抽出した重要な自然環境のまとまりの場については、表 3.1-37 及び図 3.1-32 のとおりである。対象事業実施区域及びその周囲には植生自然度 10 及び植生自然度 9 に該当する自然植生、自然公園、自然環境保全地域、保安林、天然記念物、特定植物群落並びに重要な植物群落、鳥獣保護区、緑の回廊、重要野鳥生息地(IBA)、生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)及びふるさとの森と川と海保全地域が分布している。

表 3.1-37(1) 重要な自然環境のまとまりの場

-	2 0. 1	0/(1) 主女は日が球状のよこようの物
重要な自然	然環境のまとまりの場	抽出理由
自然植生	植生自然度 10	環境省植生図におけるササ群落 (IV) が該当し、亜高山や台地の河川沿いに 分布する自然度の高い植生である。
	植生自然度 9	環境省植生図における自然植生で、亜高山に分布するササーダケカンバ群落、山地から低地にかけて分布するチシマザサーブナ群団、ジュウモンジシダーサワグルミ群集、ハルニレ群落、ヤチダモ群落、ウラジロヨウラクーミヤマナラ群団、河川沿いに分布するヤナギ低木群落(IV)、ヤマハンノキ群落が該当する。
自然公園	十和田八幡平国立公園	自然公園法に基づき、日本を代表する優れた風景地について指定された自 然公園である。
自然環境保 全地域	戸来岳県自然環境保全 地域	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジと ともに青森県では希少である。
保安林		希少種を含む多様な生物の生育及び生息の場を提供する生物多様性保全機能といった側面を有しており、当該地域の生態系を維持する上で、重要な機能を有する自然環境である。
天然記念物	動物関係:対象事業実施 区域及びその周囲での 指定はなし 植物関係:表3.1-35の とおり	学術上価値の高い動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)が指定されている。
特定植物群 落及び重要 な植物群落	(選定基準:H) 迷ヶ岱のトチーサワグ ルミ林	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「H:その他、学術上重要な植物群落または個体群(種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)」に該当する植物群落である。
	<ul><li>(選定基準:G)</li><li>三戸町のオクチョウジザクラ</li><li>(選定基準:C、H)</li><li>北野のシラカバ林</li></ul>	自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「G:乱獲その他の人為の影響によって、当該都道府県内で極端に少なくなるおそれのある植物群落または個体群」に該当する植物群落である。 自然環境保全基礎調査において定められた特定植物群落選定基準の「C:比較的普通に見られるものであっても、南限、北限、隔離分布等分布限界にな
		る産地に見られる植物群落または個体群」、「H:その他、学術上重要な植物群落または個体群 (種の多様性の高い群落、貴重種の生息地となっている群落等)」に該当する植物群落である。
鳥獣保護区緑の回廊	十和田鳥獣保護区 白神八甲田緑の回廊	鳥獣の保護を図るため、保護の必要があると認められた地域である。 野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保することにより、個体群の交流を促進して、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため、保護林を中心に
		ネットワークを形成する区域である。

## 表 3.1-37(2) 重要な自然環境のまとまりの場

重要な自然環境のまとまりの場		抽出理由
重要野鳥生 息地(IBA)	(選定基準:A3) 十和田・八甲田	鳥類を指標とした重要な自然環境において、世界共通の基準によって定められた、保全が必要な生息地等の選定基準における「A3:ある1種の鳥類の分布域すべてもしくは大半が1つのバイオーム(それぞれの環境に生きている生物全体)に含まれている場合で、そのような特徴をもつ鳥類複数種が混在して生息する生息地、もしくはその可能性がある生息地」に該当する地域である。
生物多様性 の保全の鍵 になる重要 な地域 (KBA)	(選定基準: 危機性、 非代替性) 十和田	IBA に鳥類以外の分類群も含めた取組みに発展した重要地域であり、日本の調査においては分布が 1 か所に限られる絶滅危惧種が生息している地域 (AZE (Alliance for Zero Extinction)) も包括される。以下の選定基準に該当する地域である。 危機性: IUCN のレッドリストの地域絶滅危惧種 (CR、EN、VU) に分類された種が生息/生育する 非代替性: a)限られた範囲にのみ分布している種 (RR) が生息/生育する、b) 広い範囲に分布するが特定の場所に集中している種が生息/生育する、c)世界的にみて個体が一時的に集中する重要な場所、d)世界的にみて顕著な個体の繁殖地、e)バイオリージョンに限定される種群が生息/生育する
青森県ふる さとの森と 川と海の保 全及び創造 に関する条	ふるさとの森と川と 海保全地域	「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(平成 13 年青森県条例第 71 号) に基づき指定されている保全地域である。

「自然環境 Web-GIS 植生調査(1/2.5万) 第  $6 \cdot 7$  回( $1999 \sim 2012/2013 \sim$ )」(環境省 HP、閲覧:令和  $5 \in 11$  月)

- 三八地域県民局地域農林水産部へのヒアリング (実施:令和3年8月)
- 上北地域県民局地域農林水産部へのヒアリング (実施:令和3年8月)
- 「青森県自然環境保全地域」(青森県 HP、閲覧: 令和 5 年 11 月)
- 「自然環境 Web-GIS 巨樹・巨木林調査データベース」(環境省 HP、閲覧:令和5年11月)
- 田子町役場へのヒアリング (実施:令和3年8月)
- 「自然環境 Web-GIS 特定植物群落調査 第2回、第3回」(環境省HP、閲覧:令和5年11月)
- 「令和5年度青森県鳥獣保護区等位置図」(青森県、令和5年)
- 「三八上北森林計画区 三八上北森林管理署 第6次国有林野施業実施計画図」(東北森林管理局、令和元年)
- 「重要野鳥生息地 (IBA)」(日本野鳥の会 HP、閲覧:令和5年11月)
- 「生物多様性の保全の鍵になる重要な地域(KBA)」(コンサベーション・インターナショナル・ジャパン IP、閲覧:令和5年11月)
- 「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」(青森県 HP、閲覧:令和5年11月)
- 青森県県土整備部へのヒアリング (実施:令和3年8月)

より作成

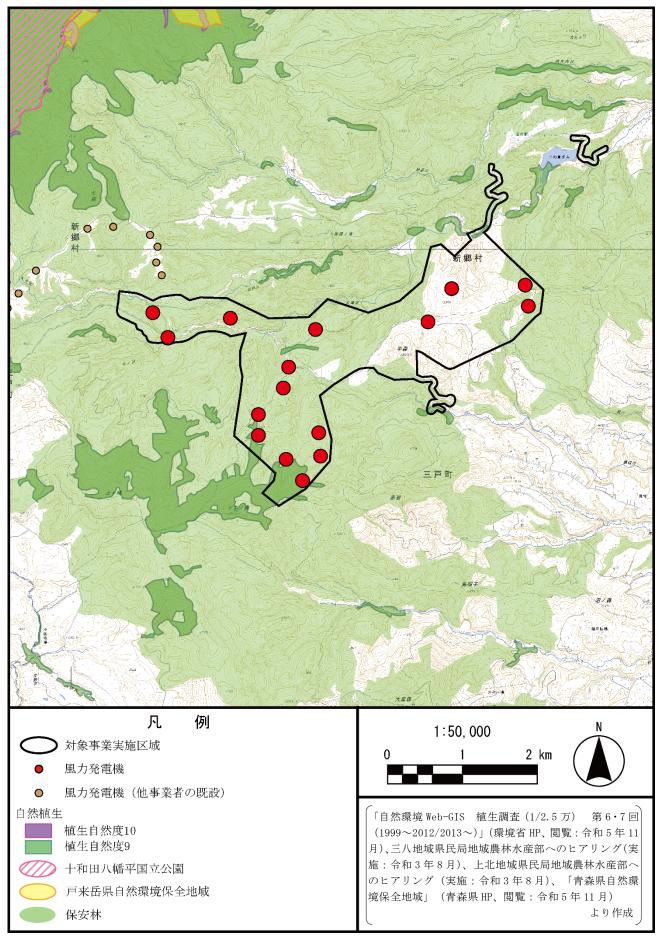


図 3.1-32(1) 重要な自然環境のまとまりの場

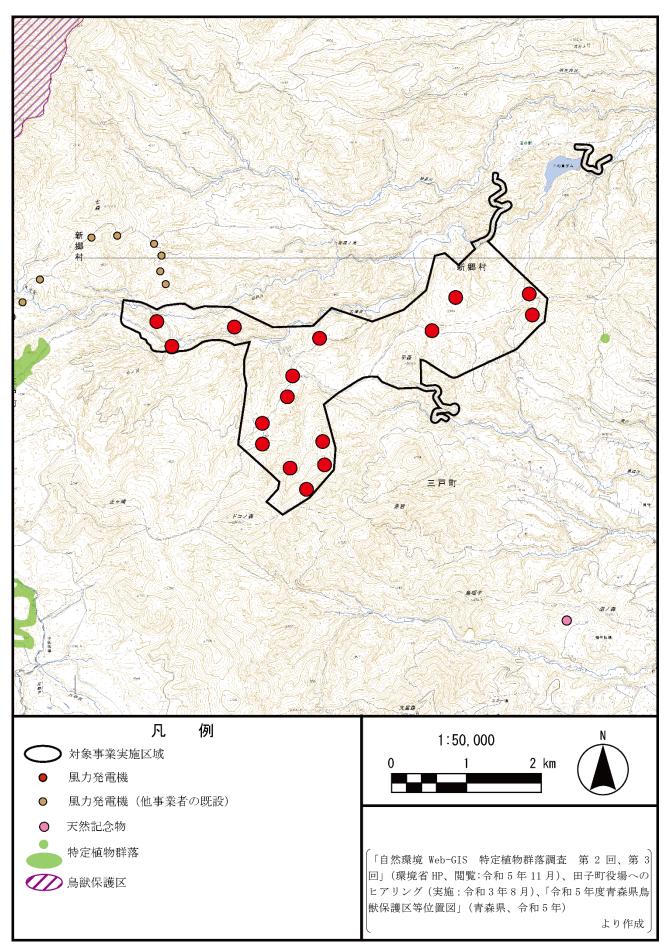


図 3.1-32(2) 重要な自然環境のまとまりの場

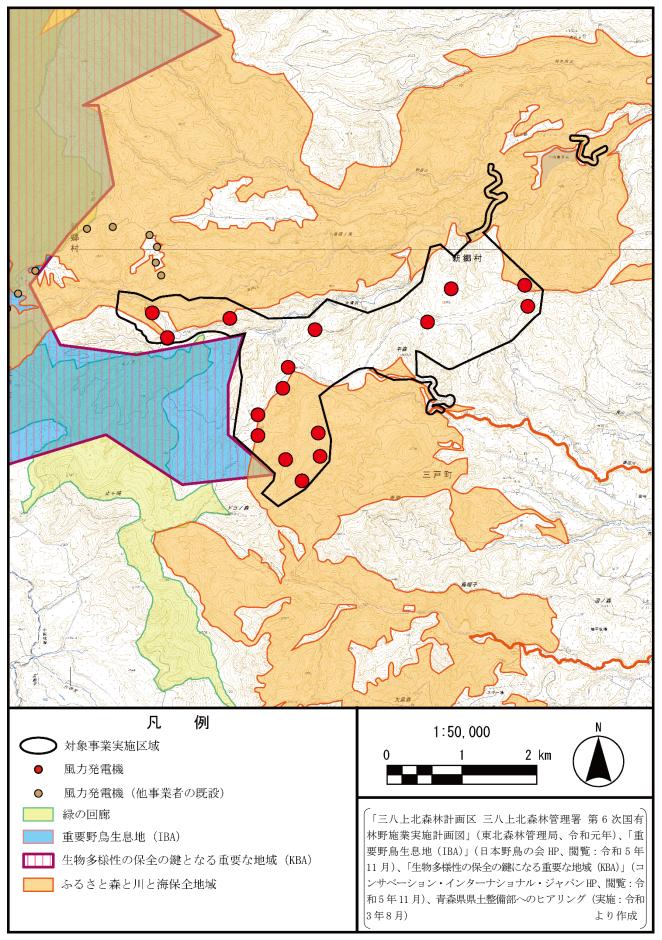


図 3.1-32(3) 重要な自然環境のまとまりの場

## 3.1.6景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況

#### 1. 景観の状況

対象事業実施区域は青森県南部の内陸、奥羽山脈の東側に位置し、北西には十和田湖がある。 八甲田山から十和田湖に至る一帯は十和田八幡平国立公園に指定されている。

青森県では「青森県景観条例」(平成8年青森県条例第2号)及び「青森県景観計画」(青森県、平成18年)により、県内全域(景観行政団体である青森市、弘前市、八戸市、黒石市及びつがる市の区域を除く。)を景観計画区域としており、景観計画区域内における工作物の新築(高さ5~20mを超えるもの)または増改築といった大規模行為には、行為着手の50日前までの届出を義務付けている。また、良好な景観の形成のため、大規模行為景観形成基準に適合するよう努めなければならないとしている。

また、同条例に基づき、平成 11 年 3 月には県内の優れた景観を眺望できる全 67 地点を「ふるさと眺望点」として選定しており、対象事業実施区域及びその周囲では、大黒森等が選定されている。

### (1)主要な眺望点の分布及び概要

文献その他の資料調査結果を踏まえ、以下の条件を勘案し抽出した。

- ・公的なHPや観光パンフレット等に掲載されている情報であること。
- ・不特定かつ多数の利用がある地点又は眺望利用の可能性のある地点であること。

対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、表 3.1-38 及び図 3.1-33 のとおりである。

表 3.1-38 主要な眺望点

眺望点	概要
十和田山	宇樽部登山口から 3km、徒歩約 1 時間 40 分。湖面からの高さ 600m の標高 1,054m の山。山頂
	からは八幡平、岩木山、太平洋まで360度見渡せる。
十和利山	十和田湖の南東に位置する標高 991m の山。東北の百名山に数えられている。山頂からは眼下
	に十和田湖、天気が良ければ十和田湖の奥に岩木山、南側奥に岩手山、八幡平などを望むこと
	ができる。
迷ヶ平	十和利山の山麓に位置する自然休養林で、ブナのほか、ミズナラ、カエデ、ナナカマド等の広
	葉樹林に囲まれている。売店と広い駐車場があり、春のタケノコ、秋のキノコ採りにも利用さ
	れている。
大黒森	水源の森、町民の森として町のシンボルとして親しまれている、古くから信仰の対象にもな
	っている。山頂の展望台からは360度の展望が広がっており、岩手山、八甲田連峰、名久井岳
	等が望める。約10万本のヤマツツジの群生地となっており、6月上旬~中旬にはつつじまつ
	りが開催される。

「ふるさと眺望点」(青森県庁 HP、閲覧:令和 5 年 12 月)

「ここが見所」(東北森林管理局 HP、閲覧: 令和5年12月)

「十和田八幡平国立公園」(環境省 HP、閲覧: 令和 5 年 12 月)

「Amazing AOMORI」(公益社団法人青森県観光国際交流機構 HP、閲覧:令和5年12月)より作成

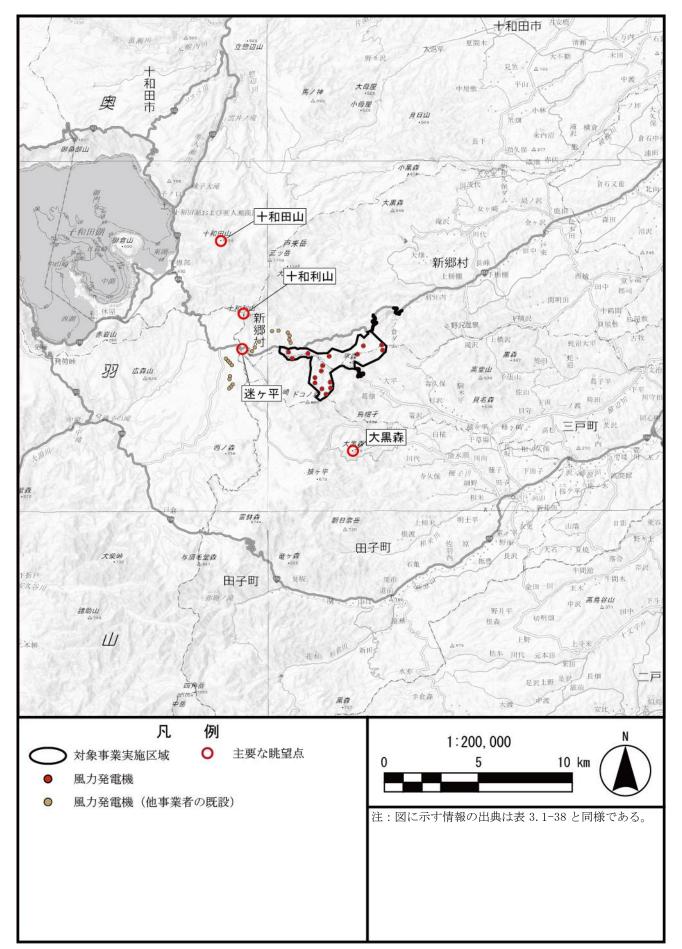


図 3.1-33 主要な眺望点の状況

## (2)景観資源

「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)による景観資源は、表3.1-39及び図3.1-34のとおりであり、対象事業実施区域は広範囲にわたり分布する火山群の「十和田火山地」と重複している。

また、青森県では「地域別景観特性ガイドプラン」(青森県、平成9年)を策定しており、当ガイドプランによる自然景観資源は、表 3.1-40及び図 3.1-35のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「十和田湖」、「大黒森」等がある。

表 3.1-39 景観資源 (第 3 回自然環境保全基礎調査)

区分	名 称	区分	名 称
火山群	南八甲田火山群	非火山性孤峰	ドコノ森
	十和田火山地		大黒森
	十和田火山群		猿ヶ平
火山	戸来岳		雷鉢森
	御鼻部山		朝日奈岳
	御門岩		東ノ森
	十和田山		西ノ森
	御倉岳		戸倉森
	高山	峡谷・渓谷	奥入瀬渓流
	十和利山	河成段丘	安比川段丘(1)
火山性高原	迷ヶ原、小国牧場、白萩平		鹿角台地
(台地状をなさないもの)	田代平、熊取平	穿入蛇行河川	安比川
火口・カルデラ	中湖カルデラ	断崖・岩壁	白絹の滝の谷頭の断崖
(カルデラ壁)	十和田カルデラ	滝	白絹の滝
非火山性孤峰	黒森		九段の滝
	高堂山		銚子大滝
	貝名森		五両の滝
	竜ヶ森		弥勒ノ滝
	赤平		雄滝
	黒森山		止滝
	黒森		銚子の滝
	見附森		中滝
	四角岳	湖沼	十和田湖
	止ヶ崎	湿原	大谷地
	赤岩	節理	六枚岩

[「第3回自然環境保全基礎調査 自然環境情報図」(環境庁、平成元年)より作成]

表 3.1-40 景観資源(地域別景観特性ガイドプラン)

区 分	名 称
自然景観資源	松見の滝
	奥入瀬渓流
	十和田湖
	大黒森

[「地域別景観特性ガイドプラン」(青森県、平成9年)より作成]

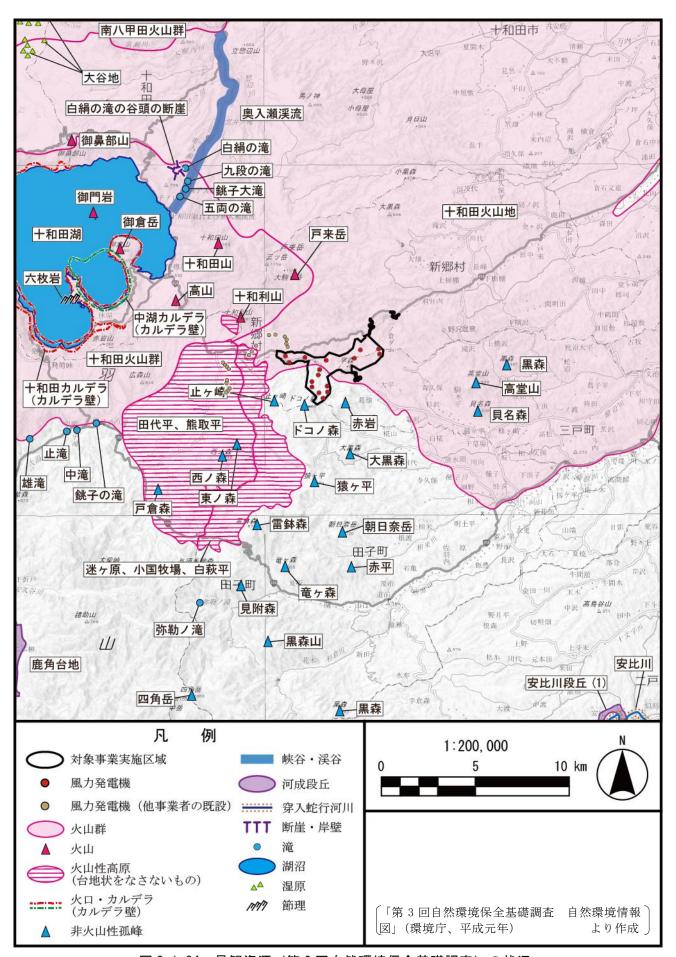


図3.1-34 景観資源(第3回自然環境保全基礎調査)の状況

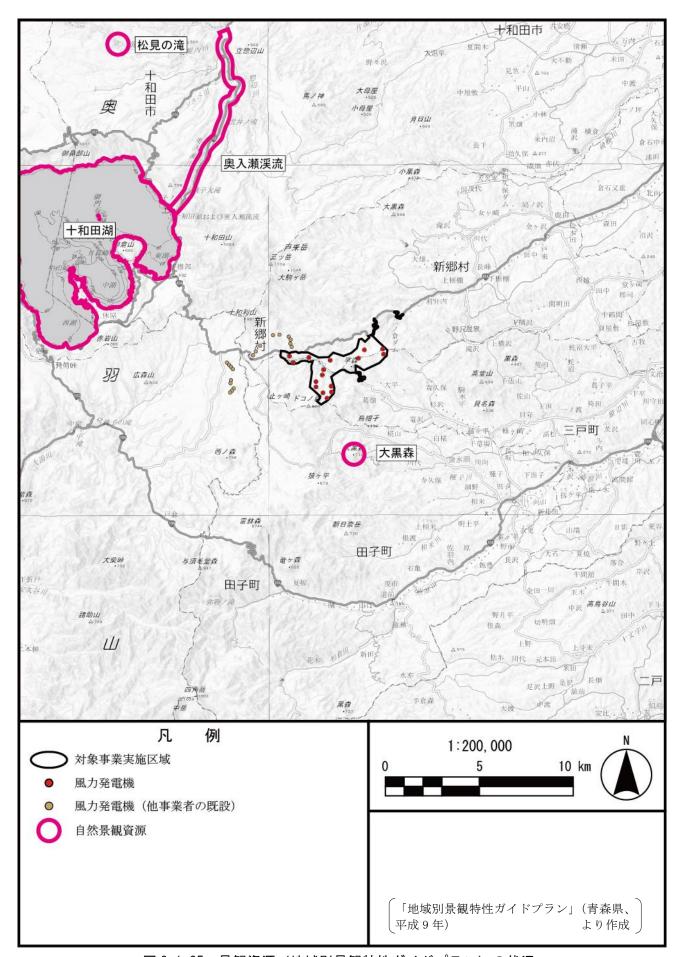


図 3.1-35 景観資源(地域別景観特性ガイドプラン)の状況

## 2. 人と自然との触れ合いの活動の場の状況

対象事業実施区域及びその周囲における人と自然との触れ合いの活動の場の状況は、表 3.1-41 及び図 3.1-36 のとおりである。

表 3.1-41 人と自然との触れ合いの活動の場

名 称	想定する 主な活動	概要
間木ノ平グリーンパーク	自然観賞	標高約350mの高原に広がるレクリエーション施設である。
	自然体験	8棟のバンガローやオートキャンプ場が整備され、魚のつか
		みどりや牛の乳搾り等の体験コースも用意されている。
ミズバショウの群生地	自然観賞	一般国道 454 号沿いに位置するミズバショウの群生地であ
	散策	る。例年4月下旬~5月上旬が見頃で、1周約900mの遊歩
		道からミズバショウを観賞することができる。
大黒森	自然観賞	約10万本のヤマツツジが自生し、例年5月下旬~6月上旬
	散策	には「つつじまつり」が開催されている。亜高山帯の植物も
	催事	見られ、山頂の展望台からは岩手山を望むことができる。
タプコプ創遊村	自然観賞	田子町の 100 年程前の農村生活空間を再現・保存する目的
	催事	で構築された施設である。例年9月下旬もしくは10月上旬
		の土曜日及び日曜日に「田子町にんにくとべこまつり」が開
		催されている。

「三戸町」(三戸町役場 HP、閲覧:令和5年12月) 「三戸町観光協会」(三戸町観光協会 HP、閲覧:令和5年12月) 「新郷村」(新郷村役場 HP、閲覧:令和5年12月)

「田子町」(田子町役場 HP、閲覧:令和5年12月)

「garrip」(田子町観光協会 HP、閲覧:令和5年12月)

「青森県」(青森県庁 HP、閲覧:令和5年12月)

「Amazing AOMORI」(青森県観光国際交流機構 HP、閲覧:令和5年12月)「VISIT HACHINOHE」(VISIT はちのへ HP、閲覧:令和5年12月) 「旅東北」(東北観光推進機構 HP、閲覧:令和5年12月) より代

より作成

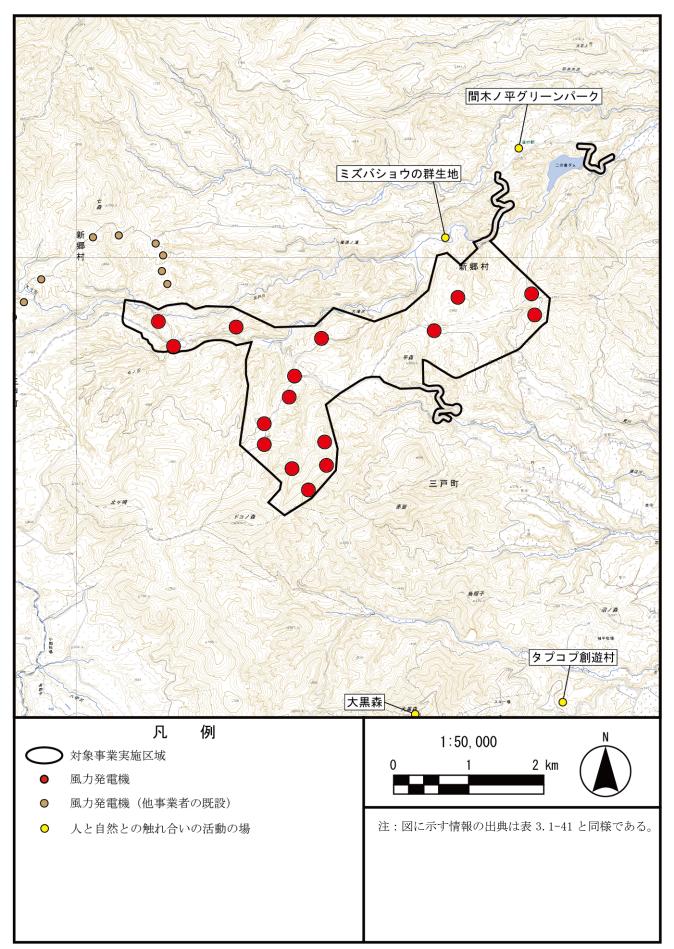


図3.1-36 人と自然との触れ合いの活動の場

# 3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

対象事業実施区域の近傍の空間放射線量率の測定局として、三戸町測定局があり、その位置 は図 3.1-37 のとおりである。

令和4年度の空間放射線量率は、表3.1-42のとおりであり、年度平均で23nGy/h\*である。

表 3.1-42 空間放射線量率の推移(令和 4 年度)

(単位:nGy/h)

(平区:105/											, ,,			
町	測定局	令和4年								令和5年			₩.	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月	3 月	平均
三戸町	三戸町	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	21	23	23

[「環境放射線モニタリング」(青森県 HP、閲覧:令和5年12月)より作成]

<sup>\* (</sup>nGy/h)ナノグレイ毎時

放射線を受けた物質が吸収するエネルギー量を示す単位。1 Gy/h は、1 時間に物質 1 kg 当たり、1 ジュールのエネルギー吸収を与える量であり、1 nGy/h はその 10 億分の 1 の量。

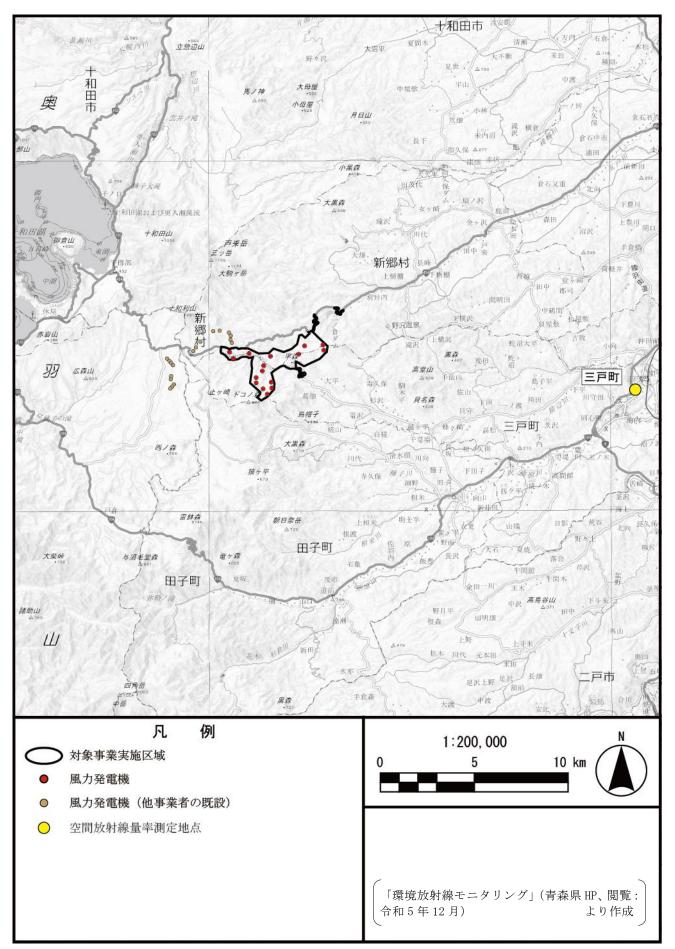


図 3.1-37 空間放射線量率の測定地点位置